

# 社会福祉法人設立のために

平成30年3月

(令和5年4月更新)

宮城県保健福祉部社会福祉課

# 目次

1	社会福祉法人とは	・・・・・・・・	P3
2	社会福祉法人の設立の流れ	・・・・・・・・	P5
3	行政庁（所轄庁）への事前相談	・・・・・・・・	P10
4	設立準備会	・・・・・・・・	P11
5	法人設立の要件	・・・・・・・・	P14
6	定款の作成	・・・・・・・・	P23
7	事前協議	・・・・・・・・	P24
8	審査会での審議	・・・・・・・・	P25
9	設立認可申請	・・・・・・・・	P25
10	設立認可後の手続き	・・・・・・・・	P31
11	各種様式，参考文例及び参考資料	・・・・・・・・	P33

## ＜社会福祉法人制度に関する主な法令及び通知と本文中での略称＞

### 法

社会福祉法（昭和26年法律第45号）

### 施行令

社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）

### 施行規則

社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）

### 「審査基準」

「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号 厚生省大臣官房障害保健福祉部長，社会・援護局長・老人保健福祉局長，児童 家庭局長連名通知）別紙1「社会福祉法人審査基準」

### 「定款例」

上記通知 別紙2「社会福祉法人定款例」

### 「審査要領」

「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障企第59号・社援企第35号・老計第52号・児企第33号 厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長，社会・援護局企画課長，老人保健福祉局計画課長，児童家庭局企画課長連名通知）別紙「社会福祉法人審査要領」

### 会計基準省令

社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）

### 「運用上の取扱い」

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長，社会・援護局長，老健局長連名通知）

### 「運営上の留意事項」

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成28年3月31日雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障障発0331第2号・老総発0331第4号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長，社会・援護局福祉基盤課長，社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長，老健局総務課長連名通知）

### 「入札通知」

「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成29年3月29日雇児総発0329第1号・社援基発0329第1号・障企発0329第1号・老高発0329第3号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長，社会・援護局福祉基盤課長，社会・援護局障害保健福祉部企画課長，老健局高齢者支援課長連名通知）

# 1 社会福祉法人とは

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、法に定めるところにより設立される法人をいいます。

社会福祉事業とは、法第2条に定められている社会福祉事業、すなわち、第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業をいい、それ以外の社会福祉を目的とする事業は含まれません。つまり、法第2条に定める社会福祉事業を行うことをその本来の目的としないものは、社会福祉法人とはなり得ません。ただし、その経営する社会福祉事業に支障がない場合限り、公益事業及び収益事業を行うことができるとされています。

なお、社会福祉法人には、他の事業主体と異なり以下のような特徴があります。

## (1) 公益性の確保

- ・ 社会福祉法人は営利を目的とせず、その利益（各年度の剰余金）はすべて地域の福祉増進に充てられます。
- ・ 社会福祉法人の保有財産は、出資持ち分が認められておらず、解散時において、法令及び定款に基づき、他の社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益法人又は国庫に帰属することとなります。
- ・ 社会福祉法人は、その高い公益性を鑑み、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供する「地域における公益的な取組」の責務が課されており、地域の多様な福祉ニーズにきめ細かく対応することが求められます。

## (2) 事業の継続性・安定性の確保

- ・ 社会福祉法人は、社会的な支援が必要な者に対して福祉サービスを提供することを使命とし、地域福祉における重大な役割を担うため、極めて高い事業の継続性の確保が求められます。
- ・ 社会福祉法人は、安定的な経営の確保のため、原則として、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての土地及び建物の所有権を有することに加え、実施する事業内容に応じた資産要件を満たす必要がある等、事業継続を可能とする確実な財産基盤の確保が求められます。

## (3) 運営の透明性の確保

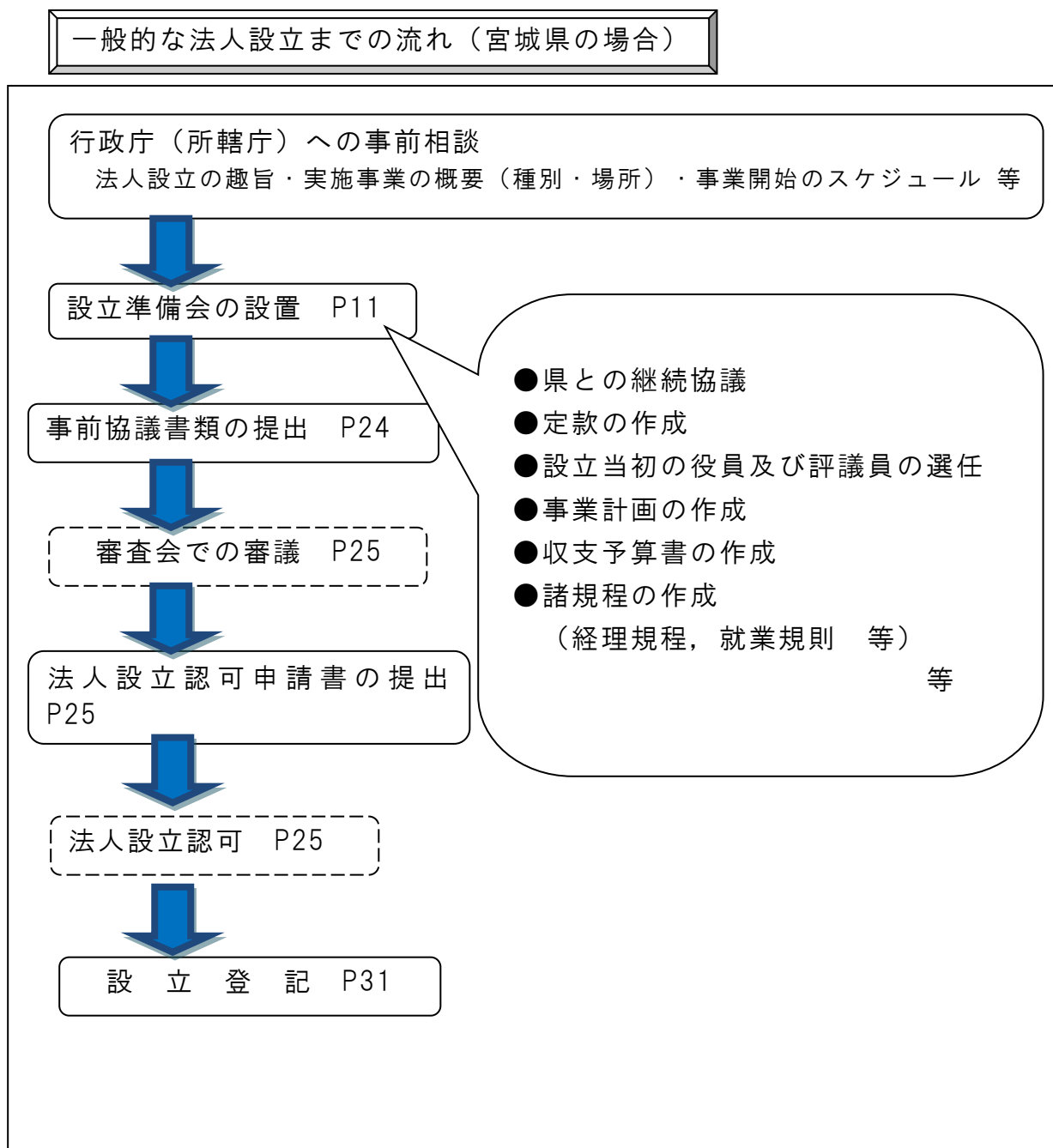
- ・ 社会福祉法人は、会計基準省令で規定された「社会福祉法人会計基準」に基づき、一律の会計処理を行う必要があります。
- ・ 社会福祉法人は、その運営状況及び財務状況を「財務諸表等電子開示システム」等のインターネットの利用により公表するとともに、主たる事務所に所定の書類を備え置きすること等により、広く国民一般に情報を公開することが求められます。

#### (4) 内部牽制体制の構築及び所轄庁による指導監督

- ・ 社会福祉法人は、その公益性を確保するため、執行機関である理事会と、議決機関である評議員会、また、内部の監査機関である監事により、内部牽制体制の構築を図ることが求められます。
- ・ 社会福祉法人は、毎会計年度終了後、現況報告書及び計算書類等を所轄庁（P10参照）に届け出るとともに、定款の変更及び基本財産の処分（担保提供を含む。）の際は、あらかじめ所轄庁の認可を得る必要があります。
- ・ 所轄庁は、社会福祉法人に対し、定期的を実施する指導監査等で適正な法人運営が行われているかを確認し、法令等への違反が発見された場合は、指導又は行政処分を行う指導監督権限を有しています。

## 2 社会福祉法人の設立の流れ

社会福祉法人は、その事業実施区域に応じた所轄庁（国，都道府県，市）の認可を受けて、設立登記することによって成立します。認可に当たっては、定款を定め、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えるとともに、法人運営に参画する理事及び監事を役員として置き、議決機関として評議員会を設置する必要があります。一般的には、以下の手順で手続きを進めることとなります。



## (参考 1) 社会福祉事業 (法第 2 条)

法において、社会福祉事業は第 1 種社会福祉事業と第 2 種社会福祉事業に分類されています。(具体的な事業種別については、「【参考資料 1】社会福祉事業一覧」(P70)を参照。)

### (1) 第 1 種社会福祉事業 (法第 2 条第 2 項)

非常に公共性が高く、利用者への影響が大きいため、経営安定を通じた利用者の保護の必要性が高い事業(主として入所施設サービス)です。責任と役割は非常に大きく、人権の擁護、公正な運営の確保という観点から原則として国、地方公共団体又は社会福祉法人によって経営することとされています。

主なものを例示しますと以下のような施設を経営する事業が該当します。

- イ 生活保護法に規定する救護施設、更生施設等を経営する事業
- ロ 児童福祉法に規定する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設等を経営する事業
- ハ 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム等を経営する事業
- ニ 障害者総合支援法に規定する障害者支援施設を経営する事業 等

### (2) 第 2 種社会福祉事業 (法第 2 条第 3 項)

事業が行われることが社会福祉の増進に貢献するものであり、比較的用户への影響が小さいため、公的規制の必要性が低い事業(主として在宅サービス)です。

主なものを例示しますと以下のとおりです。

- イ 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業等及び保育所等を経営する事業
- ロ 老人福祉法に規定する老人デイサービス事業及び同センターを経営する事業、老人短期入所事業及び同施設を経営する事業、認知症対応型老人共同生活援助事業(いわゆるグループホーム)
- ハ 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業等 等

※ なお、いわゆる入所施設においては 5 人、いわゆる通所施設においては 20 人未満(施行令第 1 条で規定する事業においては 10 人未満)の事業については、社会福祉事業には含まれません(法第 2 条第 4 項)。

[例:定員 10 人の老人デイサービスセンターを経営する事業は社会福祉事業ではない]

## (参考2) 公益事業及び収益事業 (法第26条)

公益事業及び収益事業は、「社会福祉事業に対して従たる地位にある」ことが前提であるため、年間事業費や規模で社会福祉事業の額を超える事業運営はできません。(公益事業の具体的な事業例については、「【参考資料2】公益事業例」(P74)を参照。)

### (1) 公益事業(「審査基準」第1の2、「審査要領」第1の2)

公益事業は、公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業をいいます。

公益事業には、例えば以下のような事業が含まれます(社会福祉事業を除く。)

- イ 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保護・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
- ロ 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等を支援する事業
- ハ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
- ニ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
- ホ 入所施設からの退院・退所を支援する事業
- ヘ 子育て支援に関する事業
- ト 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
- チ ボランティアの育成に関する事業
- リ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の要請事業等)
- ヌ 社会福祉に関する調査研究等
- ル 社会福祉法第2条第4項第4号に掲げる事業(いわゆる「事業規模要件」を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業)
- ヲ 介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設を経営する事業若しくは地域支援事業を区市町村から受託して実施する事業又は老人保健法に規定する指定老人訪問看護を行う事業
- ワ 有料老人ホームを経営する事業
- カ サービス付き高齢者向け住宅事業(ワを除く)
- ヨ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業
- タ 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業
- レ 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業



## (2) 収益事業（「審査基準」第 1-3, 「審査要領」第 1-3)

収益事業は、以下の要件を満たした場合、行うことが認められています。

- ① 法人が行う社会福祉事業又は公益事業の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得る目的として反復継続して行われる行為(※1)であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。
- ② 事業の種類については、特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの(※2)又は投機的なものは適当でないこと。なお、法人税法第 2 条第 13 号にいう収益事業の範囲に含まれないものであっても、法人の定款上は収益事業として取り扱う場合もあること。
- ③ 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。
- ④ 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業又は公益事業の円滑な遂行を妨げるおそれ(※3)のないものであること。
- ⑤ 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。
- ⑥ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 14 条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令第 6 条第 1 項各号に掲げる事業については、③は適用されないものであること。

※1 次のような場合は、「一定の計画の下に、収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度にもの」に該当しないので、結果的に収益を生じる場合であっても収益事業として定款に記載する必要はないとされています。

- ① 当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲で使用される場合
- ② たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合
- ③ 社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため売店を営む場合

※2 次のような場合は、「法人の社会的信用を傷つけるおそれ」があるので、社会福祉法人は行うことができません。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）にいう風俗営業及び風俗関連営業
- ② 高利な融資事業
- ③ 前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業

※3 下記のような場合は、「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ」があるので、社会福祉法人は行うことはできません。

- ① 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれがある場合
- ② 社会福祉事業と収益事業とが、同一の設備を使用して行われる場合

### 3 行政庁（所轄庁）への事前相談

設立する社会福祉法人の概要（実施事業・事業の実施区域等）が決まった段階で、設立法人の所轄庁となる行政庁へ事前に相談する必要があります。

なお、所轄庁については、設立法人の事業の実施区域等により以下のとおり定められています。

所 轄 庁		対 象 法 人
国	厚生労働大臣	実施している事業が 2 以上の地方厚生局の管轄区域にわたり，厚生労働省令で定められた場合。
都道府県	知事	①主たる事務所が町村の区域内にある場合。 ②主たる事務所が市（指定都市を除く）の区域内にあり，2 以上の市町村の区域にわたり事業を実施する場合。 ③主たる事務所が県内の指定都市の区域内にあり，2 以上の都道府県の区域にわたり事業を実施する場合。
指定都市	市長	主たる事務所が指定都市の区域内にある場合。 （上記「県」の要件に該当した場合を除く。）
市	市長	主たる事務所が市の区域内にあり，当該市の区域内でのみ事業を実施する場合。

## 4 設立準備会

社会福祉法人の設立準備については、法令上特段のルールはありませんが、設立予定者が試行錯誤しながら設立準備を行っているのが現状と考えられます。設立準備に当たっての必要な資金等が一個人の判断で処理されている場合などは、法人設立後にトラブルを引き起こす結果となりかねません。こうしたことから、設立予定者同士が設立準備会（発起人会等名称は様々）を発足し、準備を進めていくことが一般的となっています。

設立準備会を設立することによる一般的な準備の進め方については、以下のとおりです。

### （１）準備会の位置付け

設立準備会は、社会福祉法人を設立するまでの期間、法人設立や施設整備等に必要な事項全般を審議、議決する合議制機関で、役員就任予定者等をもって組織します。準備会は法人格を有していない任意団体ではありますが、①団体としての組織を備えていること、②代表者の選出方法を定め、かつ選出していること、③多数決の原理による運営方法を確立していること、④財産について管理方法を定めていることなどの要件を満たすことが適当と考えられます。

### （２）準備会の構成員

準備会の構成員数に制限はありませんが、社会福祉法人設立後、法人設立時における役員就任候補者は準備会の段階から参画することが望ましいと考えられます。なぜならば、法人設立後の運営がより確実に行われるためには設立準備の段階から関与している者が引き続き役員を行うことが、事業の継続性の観点から重要だと考えられるからです。

### （３）準備会の組織等

#### イ 総会

準備会を運営するにあたっては、意思決定を行うための総会を設けることが適当と考えられます。総会は準備会の構成員全員からなり、その決定は多数決により行います。また、総会で審議した内容は議事録として書面に残すことが求められます（法人設立認可申請の際に、所轄庁が提出を求める場合があります。）。

#### ロ 代表者

準備会を対外的に代表する者として、構成員の中から1名の代表者を選任します。関係機関との手続きをスムーズに行うためにも、初めて開催される総会で代表者の選任を行うことが適当と考えられます。

#### ハ 監査機関

設立準備には各種経費が発生します。準備会における資金や財産は、すべて構成員による総有財産であり、各構成員はその状況を把握し、適正に執行することを求める権利があります。そこで、代表者とは別に監査人を定め、少なくとも準備会解散時には監査を行い、その結果を総会で報告することが求められます。

なお、監査人は設立する法人の監事就任予定者が適当と考えられます。

## 二 規程（会則）

設立目的について合意を図るとともに、基本的な事項についてルール化するため、準備会の立ち上げに際してはまず、設立準備会規程や準備会会則（以下「規程等」という。）を定めることが望ましいと考えられます。

規程等に定める事項としては、以下のような項目が考えられます。

- ①目的 ②代表者の選任及び解任方法 ③監査 ④資産及び会計
- ⑤規程の変更 ⑥解散及び残余財産の処分

### （４）準備会における会計管理

準備会運営費には公的な助成制度等がないため、設立代表者又は準備会の委員等が拠出することにより確保する必要があります。前述のとおり構成員全員の総有財産であるため、資金管理の透明性の確保が求められます。

#### イ 会計担当者の選任

適正な会計事務の遂行と会計管理の責任体制を明確化するため、会計担当者を選任することが望ましいと考えられます。選任は総会の場合での選任や代表者による選任が考えられますが、会計におけるルールと併せ、規程等で定めておくのが適当と考えられます。

#### ロ 予算・決算について

準備会の事業年度単位については、法人設立後のことも考え、4月（又は準備会設立時）に始まり、翌年の3月末までを1期とする取扱いが一般的だと考えられます。各事業年度においては、会計事務の適正な遂行のほかに、準備会の進捗管理も踏まえ、予算を作成し、年度末には決算行為を行うことが望ましいと考えられます。

予算は各会計年度前に総会に諮り、議決を経る必要があること、また、決算についても各事業年度終了後に同様の取扱いを行うことが望ましいと考えられます。監査人の監査報告とあわせて準備会の1期の活動を各構成員が確認するためにも重要な行為と考えます。

#### ハ 法人設立資産の取扱い

社会福祉法人設立に必要な資産（建設自己資金、運転資金、法人事務費等）は、あくまで法人設立後に、贈与契約書に基づき寄附を受けるもので、原則として、準備会段階の経費に充てることはできません。ただし、施設整備に関する支出について、建設自己資金のうち基本設計費等は、法人設立前に執行する契約を締結している場合、準備会段階での支出は可能です。

## 二 資産と負債の取扱い

法人の設立認可を受け、準備会を解散するに当たっては、その残余資産について、規程等の定めに基づき、設立法人に移管することが望ましいと考えられます。

## (5) 準備会における要議決事項

準備会においては、議決を要すると考えられる事項は以下のとおりです。

- ① 設立代表者の選任に関する件
- ② 社会福祉法人設立趣意による社会福祉法人設立の件
- ③ 定款に関する件
- ④ 設立当初の財産目録に関する件
- ⑤ 施設建設に関する件
- ⑥ 事業計画及び収支予算に関する件
- ⑦ 寄附行為に関する件
- ⑧ 設立時の役員（理事・監事）及び評議員の選任に関する件
- ⑨ 役員等の報酬の額及び役員等に対する報酬等支給基準に関する件
- ⑩ 必要な諸規程に関する件
- ⑪ 設立準備会の議決に係る事項について、その内容に変更をきたさない範囲内で、社会福祉法人設立認可申請書（添付書類を含む。）の字句の修正を設立代表者に委任する件
- ⑫ 設立代表者と利益相反する行為がある場合には、代理者の選任に関する件（寄附・贈与）
- ⑬ その他

## 5 法人設立の要件

法人設立の要件は、法令及び通知等で規定されていますが、特に、設立に不可欠となる役員（理事及び監事）、評議員及び資産の要件については、以下のとおりです。

### （1）理事

理事は、理事会の構成員として、法人の業務執行の決定等を行う等、重要な役割を担います。理事会によって理事の中から選任される理事長は法人の代表権を有することとなります。また、理事長以外にも法人の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）を置くことが可能であり、理事長と同様に理事会で選任されます。理事長及び業務執行理事は、理事会から一部の権限について委任を受け、法人の日常の業務を執行し、その結果を理事会に報告する責務を負います。

#### イ 定数

理事は、6名以上でなければなりません（法第44条第3項）。

#### ロ 選任方法

理事は、評議員会の決議により選任されます（法第45条の4第1項）。

なお、設立時の理事は、設立準備会等で選任されることとなりますが、設立登記完了後に遅滞なく、前述の方法により再度選任を行う必要があります。

#### ハ 任期

選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までです（法第45条）。ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能です。また、再任することは差し支えなく、期間的な制限はありません。

### 二 資格要件等

① 理事には、次に掲げる者が含まれなければなりません（法第44条第4項）。

i 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者

ii 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者  
（例：社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員、民生委員・児童委員、社会福祉に関するボランティア団体・親の会等の民間社会福祉団体の代表者等、医師・保健師・看護師等保健医療関係者、自治会・町内会・婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者（審査要領第3(2)）

iii 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者

② 次に掲げる者は、理事となることができません（法第44条第1項より準用される法第40条第1項、施行規則第2条の6の2、「審査基準」第3-1(6)）。

i 法人

ii 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

iii 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

iv iiiに該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

- v 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
  - vi 暴力団等の反社会的勢力の者
- ③ 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び3親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者（以下「理事の親族等特殊関係者」という。）が理事の総数3分の1を超えて含まれてはならないことされています（法第44条第6項）。ただし、**理事の親族等特殊関係者の上限は3人です。**

なお、特殊の関係がある者とは、以下のとおりです（施行規則第2条の10）。

- i 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ii 当該理事に雇用されている者
  - iii i, iiに掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - iv ii, iiiに掲げる者の配偶者
  - v i から iii に掲げる者の3親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にする者
  - vi 当該理事が役員（※）となっている**他の同一の団体**（社会福祉法人を除く。）の役員又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の理事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）
- ※業務を執行する社員を含む。
- vii 次に掲げる**同一の団体**においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である理事（これらの理事が当該社会福祉法人の理事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）

国の機関，地方公共団体，独立行政法人，国立大学法人又は大学共同利用機関法人，地方独立行政法人，特殊法人又は認可法人

## （2）監事

監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成するとともに、各種の権限が付与され、適正な法人運営の確保のための重大な役割を担います。

### イ 定数

監事は、**2名以上**でなければなりません（法第44条第3項）。

### ロ 選任方法

監事は、評議員会の決議により選任されます（法第45条の4第1項）。

なお、設立時の監事は、設立準備会等で選任されることとなりますが、設立登記完了後に遅滞なく、前述の方法により再度選任を行う必要があります。

### ハ 任期

選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までです（法第45条）。ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能です。また、再任することは差し支えなく、期間的な制限はありません。

### 二 資格要件等

① 監事には、次に掲げる者が含まれなければなりません（法第44条第5項）。

- i 社会福祉事業について識見を有する者



(例：社会福祉に関する教育を行う者，社会福祉に関する研究を行う者，社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者，公認会計士・税理士・弁護士等，社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者（審査要領第3(1)）

ii 財務管理について識見を有する者

(例：公認会計士，税理士（「審査基準」第3-4(1)）

② 次に掲げる者は，監事となることができません（法第44条第1項より準用される法第40条第1項，施行規則第2条の6の2，「審査基準」第3-1(6)）。

i 法人

ii 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知，判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

iii 生活保護法，児童福祉法，老人福祉法，身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなるまでの者

iv iiiに該当する者を除くほか，禁固以上の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなるまでの者

v 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

vi 暴力団等の反社会的勢力の者

③ 監事には，各役員配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え，各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこととされています（法第44条第7項）。

なお，特殊の関係がある者とは，以下のとおりです（施行規則第2条の11）。

i 当該役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ii 当該役員に雇用されている者

iii i，iiに掲げる者以外の者であって，当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

iv ii，iiiに掲げる者の配偶者

v iからiiiに掲げる者の3親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にする者

vi 当該理事が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（※）又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の監事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）

※業務を執行する社員を含む。

vii 当該監事が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員又は職員（これらの役員（当該監事を含む。）又は職員が当該社会福祉法人の監事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）

viii 支配している他の社会福祉法人の理事又は職員

ix 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である監事（これらの監事が当該社会福祉法人の監事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）

国の機関，地方公共団体，独立行政法人，国立大学法人又は大学共同利用機関法人，地方独立行政法人，特殊法人又は認可法人

### (3) 評議員

評議員は、評議員会の構成員として、法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに、役員を選任・解任等を通じ、法人運営を監督する重要な役割を担います。

#### イ 定数

評議員は、理事の員数を超える数でなければなりません（法第40条第3項）。理事の員数は6名以上となっていますので、評議員は7名以上となります。

#### ロ 選任方法

評議員の選任及び解任方法については、法人が定款で定めることとされていますが（法第31条第1項第5号）、理事又は理事会が評議員を選任及び解任する旨の定めは無効とされています（法第31条第5項）。定款で定める方法としては、外部委員が参加する機関（評議員選任・解任委員会）を設置し、この機関の決定に従って行う方法等が想定されています。

なお、設立時の評議員は、設立準備会等で選任されることとなりますが、設立登記完了後に遅滞なく、前述の方法により再度選任を行う必要があります。

#### ハ 任期

選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までです（法第41条第1項）。また、定款で「4年」を「6年」まで伸長することもできます（法第41条第1項）。

※任期を「4年」より短縮することはできません。

### 二 資格要件等

- ① 評議員には、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから選任しなければなりません（法第39条）。
- ② 次に掲げる者は、評議員となることができません（法第40条第1項、施行規則第2条の6の2、「審査基準」第3-1(6)）。
  - i 法人
  - ii 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
  - iii 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - iv iiiに該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - v 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
  - vi 暴力団等の反社会的勢力の者
- ③ 評議員は、理事及び監事の選任・解任を通じて、理事等の業務執行を監督する立場にあるため、自らが評議員を務める法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできません（法第40条第2項）。
- ④ 評議員には、各評議員又は各役員配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこととされています（法第40条第4項、第5項）。

なお、特殊の関係がある者とは、以下のとおりです（施行規則第2条の7、第2条の8）。

- i 当該評議員又は役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ii 当該評議員又は役員に雇用されている者
- iii i, iiに掲げる者以外の者であって、当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- iv ii, iiiに掲げる者の配偶者
- v i から iii に掲げる者の3親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にする者
- vi 当該評議員が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（※）又は職員（これらの役員（当該評議員を含む。）又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）

※業務を執行する社員を含む。

- vii 当該社会福祉法人の役員が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（※）又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）

※業務を執行する社員を含む。

- viii 支配している他の社会福祉法人（※）の役員又は職員

※支配している他の社会福祉法人：当該社会福祉法人の役員又は評議員で、評議員の総数の過半数を占めている他の社会福祉法人

- ix 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である、評議員（これらの評議員が当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）

国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

#### （４）資産要件

社会福祉法人は社会福祉事業を行うために必要な資産を備えなければならない、資産の種類、規模については運営する施設、事業に応じた各々の関係法令、通知に基づく施設の基準その他の要件を満たすものでなければなりません。

##### <資産の所有について>（「審査基準」第2-1）

社会福祉事業を行うために直接必要なすべての土地及び建物について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが必要です（「審査基準」第2-1(1)）。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地）に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けることとしても差し支えありませんが、この場合にはその事業に必要な期間の地上権または賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければなりません（「審査基準」第2-1(1)）。

また、国の各種通知に基づく特例により、以下のとおり資産の所有要件の一部緩和が認め

られている場合もあります（「審査基準」第2-1(2)）。

### **【国の通知に基づく特例】**

① 特別養護老人ホームを設置する場合

「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成12年8月22日社援第1896号・老発第599号厚生省社会・援護局長通知）を参照。

② 地域活動支援センターを設置する場合

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成24年3月30日社援発0330第5号厚生労働省社会・援護局長通知）を参照。

③ 既設法人が福祉ホームを設置する場合

「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日障第669号・社援第2028号厚生労働省大臣官房障害保健福祉部長, 社会・援護局長連名通知）を参照。

④ 既設法人が通所施設を設置する場合

「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第638号・児発第732号厚生労働省大臣官房障害保健福祉部長, 社会・援護局長, 老人保健福祉局長, 児童家庭局長連名通知）を参照。

⑤ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合

「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長, 社会・援護局長連名通知）参照。

⑥ 地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」又は構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」を設置する場合

『地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」及び構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて』（平成16年12月13日社援発第1213003号・老発1213001号厚生労働省社会・援護局長, 老健局長連名通知）を参照。

⑦ 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業（利用定員が10人以上であるものに限る。）を行う施設を設置する場合

「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長, 社会・援護局長連名通知）第1-1及び2参照。

⑧ 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型

居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合

「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成28年7月27日社援発0727第1号・老発0727第1号厚生労働省社会・援護局長，老健局長連名通知）を参照。

## ＜資産の区分について＞（「審査基準」第2-2）

### イ 基本財産（「審査基準」第2-2(1)）

法人の資産のうち、法人存立の基礎となるものを基本財産といい、これを処分し、又は担保に供する場合には、法第30条の規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に記載する必要があります。

なお、基本財産に係る資産要件は以下のとおりです。

① **社会福祉施設（※）を経営する法人**であっては、すべての施設の用に供する不動産を基本財産としなければなりません。若しくは、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けている場合、**1,000万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。）**を基本財産として有しなければなりません（「審査基準」第2-2）。

② **社会福祉施設を経営しない法人**（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として**1億円以上の資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。）**を基本財産として有しなければなりません。

ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができます。

※社会福祉施設・・・主に第1種社会福祉事業を実施する入所施設だが、保育所等第2種社会福祉事業に類するものも含まれる。（令和元年度ブロック会議における国の回答より）

また、国の各種通知に基づく特例により、以下のとおり要件の一部緩和が認められている場合があります。

### **【国の通知に基づく特例】**

① 母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、母子家庭居宅介護事業、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。）の経営を目的として法人を設立する場合

「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成12年9月8日障第671号・社援発2030号・老発第629号・児童発733号厚生労働省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）を参照。

② 共同生活援助事業の経営を目的として法人を設立する場合

「共同生活援助事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成14年8月30日社援発0830007号・老発0830006号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）を参照。

③ 介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合

「介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立

する場合の資産要件の緩和等について」（平成15年5月8日社援発第0508002号）を参照。

- ④ 社会福祉協議会（社会福祉施設の経営するものを除く。）及び共同募金会にあつては、300万円以上に相当する資産（現金、預金、确实な有価証券又は不動産に限る。）を基本財産として有しなければなりません。ただし、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会にあつては、300万円と10円に当該市町村又は当該区の人口を乗じて得た額（100万円以下のときは100万円とする。）とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産で差し支えません。

ロ 公益事業用財産及び収益事業用財産（「審査基準」第2-2(3)）

公益事業及び収益事業の用に供する財産は、他の財産と明確に区分して管理しなければなりません。ただし、事業規模が小さい公益事業については、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない限りで他の財産を活用して差し支えないとされています。

ハ その他財産（「審査基準」第2-2(2)，「審査要領」第2(3)）

法人を設立する場合にあつては、基本財産、公益事業用財産及び収益事業以外の財産として、法人の年間事業費の12分の1以上に相当する現金、普通預金、又は当座預金等を有していなければなりません。

なお、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の介護保険法上の事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）上の障害福祉サービス又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）上の障害児通所支援若しくは障害児入所支援にも該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあつては、法人の年間事業費の12分の2以上に相当する現金、普通預金、又は当座預金等を有していることが望ましいとされています。

なお、宮城県においては、上記に加え、施設等の開設準備に必要な経費（事業の開始にあたり、職員の研修等の準備に係る人件費及び事務費）を有しているかも確認しています。

## 6 定款の作成

社会福祉法人の設立に際し、設立者（設立準備会）は法人の根本規範たる定款を作成しなければなりません。

法人は、法令の規定に従って定款により定まった目的の範囲内において権利を有し義務を負うものとされ（法第 29 条）、法人が定款に違反したときは、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を所轄庁から命ぜられることがあります（法第 56 条）。このように定款は、その法人の運営に重要な役割をもつものです。

定款は、国が定めた「定款例」（※）を参考に、法人の実情を勘案の上、法令に沿って作成します。定款には必要的記載事項、相対的記載事項及び任意的記載事項があり、法第 31 条第 1 項に規定する必要的記載事項は、その 1 つを欠いても、定款の効力が生じないことに留意してください。

※「【参考資料 3】定款例」（P76）を参照。

### < 必要的記載事項 >

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 社会福祉事業の種類
- ④ 事務所の所在地
- ⑤ 評議員及び評議員会に関する事項
- ⑥ 役員（理事及び監事）の定数その他役員に関する事項
- ⑦ 理事会に関する事項
- ⑧ 会計監査人を置く場合にはこれに関する事項
- ⑨ 資産に関する事項
- ⑩ 会計に関する事項
- ⑪ 公益事業を行う場合にはそれらの種類
- ⑫ 収益事業を行う場合にはそれらの種類
- ⑬ 解散に関する事項
- ⑭ 残余財産の帰属に関する事項
- ⑮ 定款の変更に関する事項
- ⑯ 公告の方法に関する事項



## 7 事前協議

社会福祉法人を設立しようとするときは、まず事前協議を行い、設立しようとする法人の概要を所轄庁に説明することとなります。

事前協議の際は、以下の書類を 1部作成し、原則として法人設立予定年の前年の11月末までに宮城県が所轄庁となる場合は、社会福祉課団体指導班宛て提出する必要があります。

- ① 社会福祉法人新設調書（様式第1号）
- ② 設立時の法人設立趣意書（建設趣意書でも可）
- ③ 設立時の役員及び評議員就任予定者一覧（様式第2号）
- ④ 設立時の役員及び評議員就任予定者の履歴書
- ⑤ 設立に係る法人の資産に関する書類  
（寄附確約書の写し、残高証明書等（写しでも可））
- ⑥ 図面（土地位置図、施設平面図等（略図でも可））
- ⑦ 土地の権原に係る書類  
（寄附確約書／売買予約書／貸与確約書の写し・不動産登記事項証明書等（写しでも可））
- ⑧ 事業開始年度及び次年度の法人単位及び拠点区分収支予算書
- ⑨ 定款案
- ⑩ 融資証明書の写し  
（民間金融機関の場合。独立行政法人福祉医療機構からの融資の場合は、相談の経緯について説明した書面（任意様式））  
※⑩に関しては、「社会福祉法人の設立及び社会福祉施設等の整備に関する審査会」（通常2～3月に開催）までに提出

### <書類作成上の注意事項>

- ・ 提出資料の用紙の大きさは原則A4に統一してください。やむを得ずA4より大きなサイズで書類を作成する必要がある場合はA3とし、A4サイズになるよう折り込んで提出ください。
- ・ 「写しでも可」としている書類で、写しを提出する場合は原本証明が必要となります。
- ・ 不動産登記事項証明書、残高証明書等は、発行日から3か月以内の原本又は原本の写しに原本証明を行ったものを添付してください。（提出日を基準とします。）
- ・ 日付は原則和暦に統一して記載してください。

## 8 審査会での審議

法人設立の審査に際して、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長，社会・援護局長，老健局長連名通知）に基づき，宮城県では，「社会福祉法人の設立及び社会福祉施設等の整備に関する審査会」を設置し，正式な設立認可申請前に，法人設立案件についての調査及び審議を行うこととしています。

## 9 設立認可申請

審査会での承認後，設立者は，社会福祉法人の設立認可申請（以下，「本申請」という。）を行うこととなります。本申請の際は，以下の書類を3部（正本1部，副本2部）作成し，宮城県が所轄庁となる場合は，設立法人の所在地を管轄する保健福祉事務所企画総務班または企画班宛て提出する必要があります。

- ① 社会福祉法人設立認可申請書（様式第3号）
- ② 定款
- ③ 添付書類目録
- ④ 設立当初の財産目録
- ⑤ 財産が法人に帰属することを証する書類  
（贈与契約書，確約書，補助予定通知書，身分証明書，印鑑登録証明書，残高証明書等）
- ⑥ 法人に帰属しない不動産の使用権限を証する書類  
（国・地方公共団体の不動産貸与確約書（又は契約書），不動産登記事項証明書，土地賃貸借契約書等）
- ⑦ 設立当初の会計年度及び次会計年度の事業計画書及び収支予算書
- ⑧ 設立者の履歴書等（履歴書，身分証明書等）
- ⑨ 設立代表者の権限を証する書類（設立準備会議事録，委任状等）
- ⑩ 設立時の役員及び評議員に関する書類  
（設立時の役員及び評議員就任予定者一覧（様式第2号），履歴書，就任承諾書，身分証明書，誓約書（欠格事由・特殊関係者・反社会的勢力の基準に該当しないことの確認）等）
- ⑪ 施設建設関係書類  
（施設建設計画書，建設図面，見積書，補助予定通知書，建設自己資金に係る贈与契約書，貸付決定通知書，償還計画書，償還金財源に係る契約書，基本財産編入誓約書等）
- ⑫ 施設長就任予定者関係書類（就任承諾書，履歴書，資格を証する書類）
- ⑬ 諸規程（経理規程（※），就業規則，給与規程，役員等に対する報酬等支給基準等）

※経理規程については，会計基準省令及び各種関係通知（「運用上の取扱い」「運用上の留意事項」「入札通知」）に則った内容とすること。

<書類作成上の注意事項>

- ・ 提出資料の用紙の大きさは原則 A4 に統一してください。やむを得ず A4 より大きなサイズで書類を作成する必要がある場合は A3 とし、A4 サイズになるよう折り込んで提出ください。
- ・ 印鑑登録証明書、身分証明書、不動産登記事項証明書、残高証明書等は、発行日から 3 か月以内の原本又は原本の写しに原本証明を行ったものを添付してください。（申請日を基準とします。）
- ・ 日付は原則和暦に統一して記載してください。
- ・ 履歴書等に記載する住所、氏名は身分証明書のとおりにしてください。
- ・ 提出部数は 3 部（正本 1 部、副本 2 部）です。

[社会福祉法人設立認可申請に必要な書類一覧表]

	補助又は贈与等により取得する場合※1			原本 証明	確認
	公共団体	法人	個人		
1 社会福祉法人設立認可申請書（様式第3号）				原	
2 定款					
3 添付書類目録（一覧表）					
4 設立当初の財産目録					
5 財産が法人に帰属することを証する書類					
○現金等の贈与・補助を受ける場合					
・市町村議会議長等の議決証明書、関係規程等	◎			■	
・贈与契約書、確約書又は補助予定通知書	◎	◎	◎	■	
・身分証明書、登記簿謄本		◎	◎	■	
・印鑑登録証明書（印鑑証明書）		◎	◎	■	
・基本約款等		◎		写	
・社員総会等議事録等		◎		写	
・残高証明書等		◎	◎	■	
○不動産の贈与を受ける場合					
・贈与契約書、確約書	◎	◎	◎	写	
・身分証明書、登記簿謄本		◎	◎	■	
・印鑑登録証明書（印鑑証明書）		◎	◎	■	
・基本約款等		◎		写	
・社員総会等議事録等		◎		写	
・不動産登記事項証明書	◎	◎	◎	■	
・所有権移転登記確約書	◎	◎	◎	写	
・付随する負債の引き受けを証する書類	◎	◎	◎	写	
○不動産を売買により取得する場合					
・売買契約書	◎	◎	◎	写	
・身分証明書、登記簿謄本		◎	◎	■	
・印鑑登録証明書（印鑑証明書）		◎	◎	■	
・基本約款等		◎		写	
・社員総会等の議事録等		◎		写	
・不動産登記事項証明書	◎	◎	◎	■	
・所有権移転登記確約書	◎	◎	◎	写	
・付随する負債の引き受けを証する書類	◎	◎	◎	写	
6 法人に帰属しない不動産の使用権限を証する書類					
○国地方公共団体の不動産貸与確約書（又は契約書）	◎			写	
○土地賃貸借契約書	◎	◎	◎	写	
○賃借権設定登記誓約書		◎	◎	写	
○地上権設定契約書		◎	◎	写	
○地上権設定登記誓約書		◎	◎	写	

		補助又は贈与等に より取得する場合※1			原 本 証 明	確 認
		公共団体	法 人	個 人		
			○身分証明書，登記事項証明書		◎	◎
	○印鑑登録証明書（印鑑証明書）		◎	◎	■	
	○基本約款等		◎		写	
	○社員総会等議事録等		◎		写	
	○不動産登記事項証明書	◎	◎	◎	■	
7	設立当初の会計年度及び次会計年度の事業計画書及び収支予算書					
	○事業計画書					
	○収支予算書（法人全体・拠点区分別）					
8	設立者関係書類					
	○履歴書				写	
	○身分証明書				■	
9	設立代表者の権限を証する書類					
	○設立準備会議事録				写	
	○委任状				写	
	○身分証明書				■	
10	設立時の役員等及び評議員に関する書類					
	○設立時の役員及び評議員就任予定者一覧（様式第2号）					
	○履歴書				写	
	○就任承諾書				写	
	○誓約書（欠格事項・特殊関係者・反社会的勢力）				写	
	○身分証明書				■	
11	施設建設関係書類					
	○施設建設計画に関する書類					
	・施設建設計画書					
	・建設図面（付近見取図，配置図，平面図）				写	
	・施設建設費見積書				写	
	・設計監理契約書				写	
	・設備整備（初度調弁）計画書				写	
	・設備整備費見積書				写	
	○補助金交付に関する書類（国，県の場合）					
	・補助予定通知書				写	
	○補助金交付に関する書類（県以外の地方公共団体の場合）					
	・市町村議長等の議決証明書，関係規程等				■	
	・補助予定通知書				写	
	○助成金等の交付決定内定書				写	
	○建設自己資金に関する書類					

		補助又は贈与等により取得する場合※1			原本 証明	確認
		公共団体	法人	個人		
	・贈与契約書		◎	◎	写	
	・身分証明書，登記簿謄本		◎	◎	■	
	・印鑑登録証明書（印鑑証明書）		◎	◎	■	
	・基本約款等		◎		写	
	・社員総会等議事録等		◎		写	
	・残高証明書等		◎	◎	■	
	○貸付決定通知書（内定通知書，借入申込書）				写	
	○償還計画書					
	○償還金財源に関する書類					
	・市町村議会議長等の議決証明書，関係規程等	◎	◎		■	
	・贈与契約書，確約書又は補助予定通知書	◎	◎	◎		
	・身分証明書，登記簿謄本		◎	◎	■	
	・印鑑登録証明書（印鑑証明書）		◎	◎	■	
	・基本約款等		◎			
	・社員総会等議事録等		◎			
	・残高証明書等		◎	◎	■	
	○基本財産編入誓約書				原	
12	施設長に関する書類					
	○施設長就任承諾書				写	
	○履歴書				写	
	○施設長の資格を証する書類				■	
	・無資格の場合：施設長資格認定講習会受講承諾書				写	
13	事業譲渡に関する書類					
	○事業譲渡契約書，協定書等				写	
	○事業譲渡元の定款，基本約款等					
	○事業譲渡元の履歴事項全部証明書				■	
	○事業譲渡元の事業報告書					
	○事業譲渡元の決算書					
14	諸規程（就業規則，経理規程，給与規程，役員等に対する報酬等支給基準等）					
15	その他					

[原本証明欄凡例]

空欄	原本証明等は必要ないもの
原	原本を提出（※2）
■	原本又は原本の写しに原本証明を行ったもの
写	原本の写しに原本証明を行ったもの

※1「補助又は贈与により取得する場合」欄の「◎」については、当該補助又は贈与等を行う者の区分によって提出すべき書類を示している。

※2 原本を提出する書類のうち、「基本財産編入誓約書」は、正本1部のみ原本を提出し、副本2部は原本の写しに原本証明を行ったものを提出する。

事前協議時点で提出した公的機関等が発行した証明書等については、設立認可申請の段階で、改めて提出していただく場合があります。

## 10 設立認可後の手続き

### (1) 設立の登記

社会福祉法人の設立認可に伴う手続きが完了した後、所轄庁から申請者に対し認可通知書を交付します。申請者はこの通知書に基づき、認可日から起算して2週間以内に法人設立の登記をしなければなりません（組合等登記令第2条）。

社会福祉法人の設立は、認可通知の交付のみをもって行うのではなく、この設立の登記をしなければ成立しませんので、必ず行ってください（法第34条）。

なお、設立登記については、設立法人の所在地を管轄する法務局において行うこととなっておりますので、事前に当該法務局と十分に協議を行ってください。

#### <社会福祉法人の設立登記事項>

- ① 目的及び業務
- ② 名称
- ③ 事務所の所在地
- ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ⑤ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- ⑥ 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときはその定め
- ⑦ 資産の総額

### (2) 役員及び評議員の選任と理事長の登記

設立登記が完了した後、遅滞なく正規の手続きにより役員及び評議員を選任するために、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会を開催しなくてはなりません。

また、理事会で選任された理事長を2週間以内に登記しなくてはなりません（組合等登記令第3条）。

### (3) 所有権移転登記後1か月以内の提出資料

- ・ 法人登記の履歴事項全部証明書（原本）
- ・ 法人の印鑑登録証明書（原本）
- ・ 不動産登記事項証明書（所有権を法人に移転後。又は地上権等の各種権利設定後。原本）
- ・ 財産目録（社会福祉法人設立認可申請後、金額等に変動がある場合は、変動後の金額等を記入し、提出）
- ・ 寄附受領書（写し。原本証明）
- ・ 預金残高証明書（法人名義。原本）
- ・ 預金通帳（法人名義。写し。原本証明。）



## 設立認可後の手続きの流れ

### 設 立 登 記

#### 第 1 回理事会（設立登記後速やかに開催）

※参集範囲：設立時の理事及び監事

- ①評議員選任・解任委員会運営規程の決議
- ②評議員選任・解任委員の選任
- ③評議員候補者の推薦
- ④評議員会選任・解任委員会の招集日時・場所の決議
- ⑤理事及び監事の候補者の決議  
（併せて監事の選任に関する議案の評議員会への提出に対する現監事過半数からの同意の確認）
- ⑥役員等の報酬額（案）及び役員等に対する報酬支給基準（案）の決議
- ⑦評議員会の招集日時・場所・議題及び議案の決議

#### 評議員会選任・解任委員会（第 1 回理事会後速やかに開催）

※参集範囲：第 1 回理事会で選任された評議員選任・解任委員会委員

- ①評議員の選任

#### 第 1 回評議員会（評議員会選任・解任委員会による評議員の選任後速やかに開催）

※参集範囲：評議員選任・解任委員で選任された評議員

- ①理事及び監事の選任
- ②役員等の報酬額及び役員等に対する報酬支給基準の決議

#### 第 2 回理事会（評議員会による理事の選任後速やかに開催）

※参集範囲：第 1 回評議員会で選任された理事及び監事

- ①理事長の選任
- ②業務執行理事の選任）※定款で置くことと規定している場合
- ③諸規程（経理規程，就業規則，定款施行細則等）の決議

### 理 事 長 の 登 記

（理事会による選任後 2 週間以内）

## 1 1 各種様式、参考文例及び参考資料

ここでは、設立認可申請等で作成する必要がある書類の【様式】，【参考文例】及び【参考資料】を掲載しています。申請等に当たっては，【様式】に基づいて書類を作成する必要があります。

なお，【参考文例】については，あくまで参考として掲載するものであり，要件を満たすものであれば，これによらない書式での作成も可能となっています。

様 式		
第 1 号	社会福祉法人新設調書	P35
第 2 号	設立時の役員及び評議員就任予定者一覧	P37
第 3 号	社会福祉法人設立認可申請書	P39
参 考 文 例		
例 - 1	履歴書	P41
例 - 2	寄附確約書	P42
例 - 3	財産目録	P43
例 - 4	設立時の財産贈与契約書	P44
例 - 5	収支予算書（法人全体）	P46
例 - 6	収支予算書（拠点区分別）	P47
例 - 7	設立時の役員等就任承諾書兼誓約書	P53
例 - 8	委任状（設立代表者が設立に関する一切の権限を有する場合）	P59
例 - 9	委任状（設立代表者の代理人を選任する場合）	P60
例 - 10	委任状（贈与者が設立代表者の場合）	P61
例 - 11	基本財産編入誓約書	P62
例 - 12	所有権移転登記確約書	P63
例 - 13	地上権設定契約書	P64
例 - 14	地上権設定登記誓約書	P65
例 - 15	土地賃貸借契約書	P66

例－16	賃借権登記誓約書	P68
例－17	設立時の施設長就任承諾書	P69
<b>参 考 資 料</b>		
参考資料 1	社会福祉事業一覧	P70
参考資料 2	公益事業例	P74
参考資料 3	定款例	P76
参考資料 4	定款例（租税特別措置法第40条適用版）	P91

(様式第1号)

# 社会福祉法人新設調書

1 法人名 (仮称)				2 開設 予定 施設名				3 施設 開設 予定日		
4 社会 福祉 事業名				5 法人 本部 所在地						
6 理事 (理事長 予定者の 氏名頭部 に○)	No.	氏名	年齢	職業	資格要件					特殊関係 人の有無
					事業 経営 識見	地域 福祉 関係	施設 管理者	事業 識見	財務 管理 識見	
	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
6										
7 監事	1									
	2									
8 評議員	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	7									
	8									
	9									
	10									
	11									
	12									
	13									
9 施設 管理者	1									

10 基本 財産	現金			
	土地	所在地	面積	
	建物	所在地	構造	延床面積
11 その他 財産	現金			
	土地	所在地	面積	
	建物	所在地	構造	延床面積
12 施設 整備費	収 入 (円)		支 出 (円)	
	1 民間補助金		1 用地費	
	2 国庫補助金		2 設計管理費	
	3 県補助金		3 本体工事費	
	4 市町村補助金		4 冷暖房工事費	
	5 自己資金		5 浄化槽設置工事費	
	6 借入金		6 付帯設備費	
	7 その他(募金等)		7 初度調弁費	
			8 その他(工事事務費)	
	計		計	
13 施設 敷地	自己所有地			
	借地			
14 贈与 (寄附) 予定者	氏 名	役員及び評議員との関係	贈与(寄附)内容	贈与(寄附)予定額・評価額
15 購入 予定者	氏 名	役員及び評議員との関係	購入内容	購入予定額・評価額
16 借入金 の状況	借入金額		借入先	
	借入の目的		基本財産への抵当権の設定の有無	

### 設立時の役員及び評議員就任予定者一覧

役職	氏名	理由 (資格要件に当てはまる 具体的根拠等)	資格要件					親族等特殊関係人の有無 及び具体的関係
			社会福祉事業経営有識見者	事業区域福祉実状精通者	当該施設の管理者	社会福祉事業有識見者	財務管理有識見者	
理事長								
理事								
理事								
理事								
理事								
理事								
理事								
監事								
監事								
評議員								
評議員								
評議員								
評議員								

評議員								
評議員								
評議員								

(様式第3号)

社会福祉法人設立認可申請書		
設立者又は 設立代表者	住 所	
	氏 名	
申 請 年 月 日		
社会福祉法人 設立の趣意		
主たる事務所の所在地		
ふりがな 法人の名称		
事 業 の 種 類	社 会 福 祉 事 業	第1種
		第2種
	公 益 事 業	
	収 益 事 業	



資 産	純資産	内 記								
	⑤ - ⑥	社会福祉事業用財産		③ 公益事業 用財産	④ 収益事業 用財産	⑤ 財産計 ①+②+③+ ④	⑥ 負債			
		①基本財産	②その他財産							
	円	円	円	円	円	円	円			
役 員 等 と な る べ き 者	理事 監事 評議員 の別※	氏 名	親族 等特 殊関 係人 の有 無	役員の資格等（該当欄に○）					他の社会福祉法人の 理事長への就任状況	
				事業 経営 識見	地域 福祉 関係	管理 者	事業 識見	財務 管理 識見	有 無	法人名

※ 理事のうち、理事長予定者については、○を付けること。

(注意)

- 1 様式の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第 2 条第 2 項各号に掲げる書類を添付すること。

【例一 1 履歴書】

履 歴 書

現住所 ○○県○○市○○町○○番地

氏名 ○ ○ ○ ○

昭和 年 月 日生

学歴 昭和 年 月 ○○大学○○学部○○学科卒業

職歴 昭和 年 月 (株) ○○会社入社

昭和 年 月 (株) ○○会社退社

昭和 年 月 (株) ○○を開業して現在に至る。

その他の社会的活動歴

昭和 年 月～現在 民生・児童委員

昭和 年 月～現在 保護司

昭和 年 月～現在 町内会長

上記のとおり相違ありません。

(年号) 年 月 日

氏名 ○ ○ ○ ○

**【例－2 法人設立時寄附確約書】**

寄 附 確 約 書

社会福祉法人〇〇福祉会が設立された場合は、〇〇〇〇〇〇（※）として下記の金額を寄附することを確約します。

記

金 〇〇〇〇 円

(年号) 年 月 日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

氏名 〇 〇 〇 〇

社会福祉法人 〇〇福祉会

設立代表者 〇 〇 〇 〇 殿

(※) 寄附目的を記入。

【例】基本財産，施設建設資金，施設運転資金 等

## 【例一 3 財産目録】

社会福祉法人〇〇会			
財 産 目 録 (※1)			
I	資産の部		円
1	基本財産	円	
	(内 訳)		
	(1) 土地 (※2)		
	m <sup>2</sup> 単価	円	総額
	(2) 建物 (※3)		m <sup>2</sup> 円
	(3) 基本財産預金		円
2	その他財産	円	
	(内 訳)		
	(1) 建設自己資金		円
	(2) 運転資金		円
	(3) 法人事務費		円
	(4) 什器備品 (※4)		円
	(5) 権利		円
II	負債の部 (※5)		0円
III	差引純資産		円

(※1) 法人設立時の贈与契約に基づき法人が取得する財産について記載すること。(不要な項目は削除する。)

(※2) 土地は、不動産登記事項証明書のとおり住所を含めて1筆ごとに記入すること。

(※3) 建物の贈与を受ける場合は、不動産登記事項証明書のとおり住所を含めて1筆ごとに記入すること。

(※4) 什器備品の贈与を受ける場合に記載する。

(※5) 負債を抱えての法人設立は原則として認めないため、0円となる。

## 【例－4 設立時の財産贈与契約書】

(※1)

### 贈 与 契 約 書

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と社会福祉法人〇〇〇会設立代表者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり贈与契約を締結した。

第1条 甲は、社会福祉法人〇〇〇会の設立が認可されたときは、同法人の〇〇資金として金〇〇〇〇〇〇〇円、資産として別記目録記載の財産金〇〇〇〇〇〇〇円を同法人に贈与することを約し、乙はこれを承諾した。

第2条 甲は、前条による贈与を同法人設立後1週間以内に行わなければならない。

第3条 社会福祉法人〇〇〇会の設立の認可が得られないときは、この契約は無効とし、これにより損害が発生した場合は、甲は、損害の賠償を請求することができない。

第4条 この契約に定めていない事項については、甲、乙は誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

上記契約を証するため、同文2通を作成し、甲、乙署名捺印のうえ各1通を所持する。

(年号) 年 月 日 (※2)

甲 住所  
氏名 実印

乙 住所  
社会福祉法人〇〇会設立代表者 (※3)  
氏名 実印

- (※1) 法人設立認可申請書には契約書原本の写しを添付し、契約書の原本は関係者がそれぞれ保管する。
- (※2) 設立決議により設立代表者に権限を委任した日以降で、法人設立認可申請をする日以前の日付とすること。
- (※3) 設立代表者が贈与する場合は、代理人を選任すること。（設立代表者代理人と表記）
- (※4) 第1条の例 同法人の建設自己資金として〇〇円、運転資金として〇〇円、法人事務費として〇〇円 等。

別 記

目 録

1	現 金		
	(内 訳) (※1)	金	円
	(1) 建設自己資金		円
	(2) 運転資金		円
	(3) 法人事務費		円
2	土 地 (※2)		
	宮城県〇〇市〇〇丁目〇〇番所在の土地1筆		m <sup>2</sup> 円
3	建 物 (※3)		
	宮城県〇〇市〇〇丁目〇〇番所在の〇〇造〇〇建て建物1棟 延べ		m <sup>2</sup>
4	<small>じゅうき</small> 什器備品 (別紙明細書のとおり)		

(※1) 必要項目のみ記載する。

(※2) 登記事項証明書記載のとおりに記載すること。なお、土地の一部贈与が行われる場合、「～所在の土地の一部」と記載し、分筆後の面積を記載すること。

(※3) 既存の建物の贈与を受ける場合に記載するものとし、登記事項証明書記載のとおり記載すること。なお、建設中又は建設予定の建物は記載しないこと。

## 【例－5 収支予算書(法人全体)】

### 法人単位収支予算書

(自) (年号) 年 月 日 (至) (年号) 年 月 日

(単位:円)

勘定科目 (※1～3)		予算額(A)	前年度予算額(B)	増減(A)-(B)	
事業活動による収支	収入				
	介護保険事業収入				
	老人福祉事業収入				
	児童福祉事業収入				
	保育事業収入				
	就労支援事業収入				
	障害福祉サービス等事業収入				
	生活保護事業収入				
	医療事業収入				
	〇〇事業収入				
	〇〇収入				
	借入金利息補助金収入				
	経常経費寄附金収入				
受取利息配当金収入					
その他の収入					
流動資産評価益等による資金増加額					
事業活動収入計(1)					
支出	人件費支出				
	事業費支出				
	事務費支出				
	就労支援事業支出				
	授産事業支出				
	〇〇支出				
	利用者負担軽減額				
	支払利息支出				
	その他の支出				
	流動資産評価損等による資金減少額				
事業活動支出計(2)					
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)					
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等補助金収入				
	施設整備等寄附金収入				
	設備資金借入金収入				
	固定資産売却収入				
	その他の施設整備等による収入				
施設整備等収入計(4)					
支出	設備資金借入金元金償還支出				
	固定資産取得支出				
	固定資産除却・廃棄支出				
	ファイナンス・リース債務の返済支出				
	その他の施設整備等による支出				
施設整備等支出計(5)					
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)					
その他の活動による収支	収入				
	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入				
	長期運営資金借入金収入				
	長期貸付金回収収入				
	投資有価証券売却収入				
	積立資産取崩収入				
	その他の活動による収入				
	その他の活動収入計(7)				
	支出	長期運営資金借入金元金償還支出			
		長期貸付金支出			
投資有価証券取得支出					
積立資産支出					
その他の活動による支出					
その他の活動支出計(8)					
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)					
予備費支出(10)					
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)					
前期末支払資金残高(12)					
当期末支払資金残高(11)+(12)					

(※1) 勘定科目は大区分のみ記載する。

(※2) 必要のない科目は省略可能だが、追加及び修正は不可。

(※3) 各勘定科目の説明については「運用上の留意事項」別添3「勘定科目説明」を参照。

# 【例－6 収支予算書（拠点区分別）】

## ○ ○ 拠 点 区 分 収 支 予 算 書

(自) (年号) 年 月 日 (至) (年号) 年 月 日

(単位：円)

勘定科目（※1～3）		予算額(A)	前年度予算額(B)	増減(A)-(B)
収入	介護保険事業収入			
	施設介護料収入			
	介護報酬収入			
	利用者負担金収入（公費）			
	利用者負担金収入（一般）			
	居宅介護料収入			
	（介護報酬収入）			
	介護報酬収入			
	介護予防報酬収入			
	（利用者負担金収入）			
	介護負担金収入（公費）			
	介護負担金収入（一般）			
	介護予防負担金収入（公費）			
	介護予防負担金収入（一般）			
	地域密着型介護料収入			
	（介護報酬収入）			
	介護報酬収入			
	介護予防報酬収入			
	（利用者負担金収入）			
	介護負担金収入（公費）			
	介護負担金収入（一般）			
	介護予防負担金収入（公費）			
	介護予防負担金収入（一般）			
	居宅介護支援介護料収入			
	居宅介護支援介護料収入			
	介護予防支援介護料収入			
	利用者等利用料収入			
	施設サービス利用料収入			
	居宅介護サービス利用料収入			
	地域密着型介護サービス利用料収入			
	食費収入（公費）			
	食費収入（一般）			
食費収入（特定）				
居住費収入（公費）				
居住費収入（一般）				
居住費収入（特定）				
その他の利用料収入				
その他の事業収入				
補助金事業収入（公費）				
補助金事業収入（一般）				
市町村特別事業収入（公費）				
市町村特別事業収入（一般）				
受託事業収入（公費）				
受託事業収入（一般）				
その他の事業収入				
（保険等査定減）				
老人福祉事業収入				
措置事業収入				
事務費収入				
事業費収入				



その他の利用料収入 その他の事業収入 運営事業収入 管理費収入 その他の利用料収入 補助金事業収入（公費） 補助金事業収入（一般） その他の事業収入 その他の事業収入 管理費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入			
児童福祉事業収入 措置事業収入 事務費収入 事業費収入 私的契約利用料収入 その他の事業収入 補助金事業収入（公費） 補助金事業収入（一般） 受託事業収入（公費） 受託事業収入（一般） その他の事業収入			
保育事業収入 保育所運営費収入 私的契約利用料収入 私立認定保育所利用料収入 その他の事業収入 補助金事業収入（公費） 補助金事業収入（一般） 受託事業収入（公費） 受託事業収入（一般） その他の事業収入			
就労支援事業収入 〇〇事業収入			
障害福祉サービス等事業収入 自立支援給付費収入 介護給付費収入 特例介護給付費収入 訓練等給付費収入 特例訓練等給付費収入 サービス利用計画作成費収入 障害児施設給付費収入 利用者負担金収入 補足給付費収入 特定障害者特別給付費収入 特例特定障害者特別給付費収入 特定入所障害児食費等給付費収入 特定費用収入 その他の事業収入 補助金事業収入（公費） 補助金事業収入（一般） 受託事業収入（公費） 受託事業収入（一般） その他の事業収入 （保険等査定減）			
生活保護事業収入 措置事業収入 事務費収入 事業費収入			

授産事業収入 ○○事業収入 利用者負担金収入 その他の事業収入 補助金事業収入（公費） 補助金事業収入（一般） 受託事業収入（公費） 受託事業収入（一般） その他の事業収入			
医療事業収入 入院診療収入（公費） 入院診療収入（一般） 室料差額収入 外来診療収入（公費） 外来診療収入（一般） 保健予防活動収入 受託検査・施設利用料収入 訪問看護療養費収入（公費） 訪問看護療養費収入（一般） 訪問看護利用料収入 訪問看護基本利用料収入 訪問看護その他の利用料収入 その他の医療事業収入 補助金事業収入（公費） 補助金事業収入（一般） 受託事業収入（公費） 受託事業収入（一般） その他の医療事業収入 （保険等査定減）			
○○事業収入 ○○事業収入 その他の事業収入 補助金事業収入（公費） 補助金事業収入（一般） 受託事業収入（公費） 受託事業収入（一般） その他の事業収入			
○○収入 ○○収入			
借入金利息補助金収入 経常経費寄附金収入 受取利息配当金収入 その他の収入 受入研修費収入 利用者等外給食費収入 雑収入 流動資産評価益等による資金増加額 有価証券売却益 有価証券評価益 為替差益			
事業活動収入計（1）			
人件費支出 役員報酬支出 職員給料支出 職員賞与支出 非常勤職員給与支出 派遣職員費支出 退職給付支出 法定福利費支出 事業費支出			

	給食費支出
	介護用品費支出
	医薬品費支出
	診療・療養等材料費支出
	保険衛生費支出
	医療費支出
	被服費支出
	教養娯楽費支出
	日用品費支出
	保育材料費支出
	本人支給金支出
	水道光熱費支出
	燃料費支出
	消耗器具備品費支出
	保険料支出
	賃借料支出
	教育指導費支出
	就職支度費支出
	葬祭費支出
	車両費支出
	管理費返還支出
	〇〇費支出
	雑支出
	事務費支出
支 出	福利厚生費支出
	職員被服費支出
	旅費交通費支出
	研修研究費支出
	事務消耗品費支出
	印刷製本費支出
	水道光熱費支出
	燃料費支出
	修繕費支出
	通信運搬費支出
	会議費支出
	広報費支出
	業務委託費支出
	手数料支出
	保険料支出
	賃借料支出
	土地・建物賃借料支出
	租税公課支出
	保守料支出
	渉外費支出
	諸会費支出
	〇〇費支出
	雑支出
	就労支援事業支出
	就労支援事業販売原価支出
	就労支援事業販管費支出
	授産事業支出
	〇〇事業支出
	〇〇支出
	利用者負担軽減額
	支払利息支出
	その他の支出
	利用者等外給食費支出
雑支出	
流動資産評価損等による資金減少額	
有価証券売却損	

	資産評価損 有価証券評価損 ○○評価損 為替差損 徴収不能額			
事業活動支出計 (2)				
	事業活動資金収支差額 (3) = (1) - (2)			
施設整備等による収支	収入 施設整備等補助金収入 施設整備等補助金収入 設備資金借入金元金償還補助金収入 施設整備等寄附金収入 施設整備等寄附金収入 設備資金借入金元金償還寄附金収入 設備資金借入金収入 固定資産売却収入 車輛運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 ○○売却収入 その他の施設整備等による収入 ○○収入 施設整備等収入計 (4)			
	支出 設備資金借入金元金償還支出 固定資産取得支出 土地取得支出 建物取得支出 車輛運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 ○○取得支出 固定資産除却・廃棄支出 ファイナンス・リース債務の返済支出 その他の設備整備等による支出 ○○支出 施設整備等支出計 (5)			
	施設整備等資金収支差額 (6) = (4) - (5)			
その他の活動による収支	収入 長期運営資金借入金元金償還寄附金収入 長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立資産取崩収入 退職給付引当資産取崩収入 長期預り金積立資産取崩収入 ○○積立資産取崩収入 事業区分間長期借入金収入 拠点区分間長期借入金収入 事業区分間長期貸付金回収収入 拠点区分間長期貸付金回収収入 事業区分間繰入金収入 拠点区分間繰入金収入 その他の活動による収入 法人設立時基本財産寄附金収入 ○○収入 その他の活動収入計 (7)			
	支出 長期運営資金借入金元金償還支出 長期貸付金支出 投資有価証券取得支出 積立資産支出 退職給付引当資産支出 長期預り金積立資産支出 ○○積立資産支出 事業区分間長期貸付金支出			

拠点区分間長期貸付金支出			
事業区分間長期借入金返済支出			
拠点区分間長期借入金返済支出			
事業区分間繰入金支出			
拠点区分間繰入金支出			
その他の活動による支出			
基本財産定期預金支出			
〇〇支出			
その他の活動支出計 (7)			
その他の活動資金収支差額 (9) = (7) - (8)			
予備費支出 (10)			
当期資金収支差額 (11) = (3) + (6) + (9) - (10)			
前期末支払資金残高 (12)			
当期末支払資金残高 (11) + (12)			

(※1) 勘定科目は小区分まで記載する。

(※2) 勘定科目の省略及び追加等については、以下のとおりとする。

【大区分】必要のない科目の省略は可能だが、追加及び修正は不可。

【中区分】必要のない科目の省略は可能であり、やむを得ない場合、適当な科目を追加可能。

【小区分】必要のない科目の省略は可能であり、適当な科目を追加可能。

(※3) 各勘定科目の説明については「運用上の留意事項」別添3「勘定科目説明」を参照。

## 【例－7 法人設立時役員等就任承諾書兼誓約書】

(法人設立時就任承諾書兼誓約書 (理事) )

### 就任承諾書

社会福祉法人〇〇会の理事に就任することを承諾します。  
理事に就任するにあたり、下記の各号を誓約します。

#### 記

- 1 社会福祉法第40条第1項各号の欠格条項に該当しないこと
- 2 各理事に親族等特殊関係にある者が含まれないこと
- 3 暴力団員等の反社会的勢力の者に該当しないこと
- 4 今後、上記1号から3号の記載事項に該当したときは遅滞なく報告すること

(年号) 年 月 日

社会福祉法人〇〇会設立代表者 ●● ●● 殿

住 所

氏 名

#### ☆ 2について

親族等特殊関係にある理事の就任承諾書は次の文に置き換える。

- 2 親族等特殊関係にある理事は〇〇〇〇です。  
(〇〇〇〇には、該当する理事の氏名を記載する。)

## 社会福祉法

(評議員の資格等)

第四十条 次に掲げる者は、評議員となることができない。

- 一 法人
  - 二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの
  - 三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - 四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - 五 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
  - 六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第二百二十八条第一号ニ及び第三号において「暴力団員等」という。）
- 2 評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。
  - 3 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。
  - 4 評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。
  - 5 評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

法第四十条第一項第二号に規定する心身の故障のため職務を適正に執行することができない者

- 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(役員資格等)

第四十四条 第四十条第一項の規定は、役員について準用する。

- 2 監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。
- 3 理事は六人以上、監事は二人以上でなければならない。
- 4 理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。
  - 一 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
  - 二 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
  - 三 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者
- 5 監事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。
  - 一 社会福祉事業について識見を有する者
  - 二 財務管理について識見を有する者
- 6 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。
- 7 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

法第四十四条第六項に規定する特殊関係にある者

- 各役員の配偶者又は三親等以内の親族である
- 以下の①～⑦にあたる
- ① 各役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ② 各役員に雇用されている者
  - ③ 各役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ④ ②及び③の配偶者
  - ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族で、かつこれらの者と生計を一にする者
  - ⑥ 各理事が役員となっている社会福祉法人以外の団体の役員又は職員
  - ⑦ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人の職員（国会議員、地方議会議員を除く。）

## 社会福祉法人審査基準

第3 法人の組織運営

1 役員等

- (6) 暴力団員等の反社会的勢力の者は評議員又は役員となることはできないこと。

## 就任承諾書

社会福祉法人〇〇会の監事に就任することを承諾します。  
監事に就任するにあたり、下記の各号を誓約します。

### 記

- 1 社会福祉法第40条第1項各号の欠格条項に該当しないこと
- 2 各役員に親族等特殊関係にある者が含まれないこと
- 3 暴力団員等の反社会的勢力の者に該当しないこと
- 4 今後、上記1号から3号の記載事項に該当したときは遅滞なく報告すること

(年号) 年 月 日

社会福祉法人〇〇会設立代表者 ●● ●● 殿

住 所

氏 名



## 社会福祉法

(評議員の資格等)

第四十条 次に掲げる者は、評議員となることができない。

- 一 法人
  - 二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの
  - 三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - 四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - 五 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
  - 六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第二百二十八条第一号ニ及び第三号において「暴力団員等」という。）
- 2 評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。
  - 3 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。
  - 4 評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。
  - 5 評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

法第四十条第一項第二号に規定する心身の故障のため職務を適正に執行することができない者

- 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(役員資格等)

第四十四条 第四十条第一項の規定は、役員について準用する。

- 2 監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。
- 3 理事は六人以上、監事は二人以上でなければならない。
- 4 理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。
  - 一 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
  - 二 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
  - 三 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者
- 5 監事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。
  - 一 社会福祉事業について識見を有する者
  - 二 財務管理について識見を有する者
- 6 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。
- 7 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

法第四十四条第七項に規定する特殊関係にある者

- 各役員の配偶者又は三親等以内の親族でないこと
- 以下の①～⑧にあたらぬこと
  - ① 各役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ② 各役員に雇用されている者
  - ③ 各役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ④ ②及び③の配偶者
  - ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族でかつこれらの者と生計を一にする者
  - ⑥ 各役員が役員となっている社会福祉法人以外の団体の役員又は職員
  - ⑦ 当法人の評議員又は役員が評議員総数の過半数を占めている社会福祉法人の理事又は職員
  - ⑧ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人の職員（国会議員、地方議会議員を除く。）

## 社会福祉法人審査基準

### 第3 法人の組織運営

#### 1 役員等

- (6) 暴力団員等の反社会的勢力の者は評議員又は役員となることはできないこと。

## 就任承諾書

社会福祉法人〇〇会の評議員に就任することを承諾します。  
評議員に就任するにあたり、下記の各号を誓約します。

### 記

- 1 社会福祉法第40条第1項各号の欠格条項に該当しないこと
- 2 各評議員又は各役員に親族等特殊関係にある者が含まれないこと
- 3 暴力団員等の反社会的勢力の者に該当しないこと
- 4 今後、上記1号から3号の記載事項に該当したときは遅滞なく報告すること

(年号) 年 月 日

社会福祉法人〇〇会設立代表者 ●● ●● 殿

住 所

氏 名

## 社会福祉法

(評議員の資格等)

第四十条 次に掲げる者は、評議員となることができない。

- 一 法人
  - 二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの
  - 三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - 四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - 五 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
  - 六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第二百二十八条第一号ニ及び第三号において「暴力団員等」という。）
- 2 評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。
  - 3 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。
  - 4 評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。
  - 5 評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

法第四十条第一項第二号に規定する心身の故障のため職務を適正に執行することができない者

- 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

法第四十条第四項、第五項に規定する特殊関係にある者

- 他の評議員又は各役員の配偶者又は三親等以内の親族でないこと
- 以下の①～⑧にあたらぬこと
  - ① 他の評議員又は各役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ② 他の評議員又は各役員に雇用されている者
  - ③ 他の評議員又は各役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ④ ②及び③の配偶者
  - ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族でかつこれらの者と生計を一にする者
  - ⑥ 他の評議員又は各役員が役員となっている社会福祉法人以外の団体の役員又は職員
  - ⑦ 当法人の評議員又は役員が評議員総数の過半数を占めている社会福祉法人の役員又は職員
  - ⑧ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人の職員（国会議員、地方議会議員を除く。）

## 社会福祉法人審査基準

### 第3 法人の組織運営

#### 1 役員等

- (6) 暴力団員等の反社会的勢力の者は評議員又は役員となることはできないこと。

## 【例－ 8 設立代表者の権限を証する委任状】

(設立代表者が設立に関する一切の権限を有する場合)

委 任 状		
	住 所 (※1)	
	氏 名 (※1)	
上記の者に社会福祉法人〇〇会の設立代表者として設立に関し必要な一切の権限を委任する。		
(年号)	年	月 日 (※2)
設立者	住 所	(※3)
	氏 名	

(※1) 設立代表者の住所、氏名は身分証明書記載のとおりに入力する。

(※2) 贈与契約書より前の日付を入力する。

(※3) 設立代表者以外の設立準備会構成員分を作成する。設立準備委員会を設置していない場合、理事就任予定者分を作成する。なお、1枚に連記式で作成しても差し支えない。(住所、氏名は身分証明書記載のとおりに入力する。)

## 【例一 9 設立代表者の権限を証する委任状】

(代理人を選任する場合。合わせて、例一 10 の作成が必要となる。)

委 任 状			
		住 所 (※1)	
		氏 名 (※1)	
上記の者に社会福祉法人〇〇会と〇〇〇〇〈設立代表者氏名〉との <u>贈与契約</u> に			
係る権限を委任する。			(※2)
(年号)	年	月 日	(※3)
設立者	住 所		(※4)
	氏 名		

- (※1) **設立代表者代理人**の住所、氏名は身分証明書記載のとおり記入する。
- (※2) 贈与契約以外にも地上権設定契約等の案件がある場合は適当な文書に書き換える。
- (※3) 贈与契約書より前の日付を記入する。
- (※3) **設立代表者代理人以外**の設立準備会構成員分を作成する。設立準備委員会を設置していない場合、理事就任予定者分を作成する。なお、1枚に連記式で作成しても差し支えない。(住所、氏名は身分証明書記載のとおり記入する。)

## 【例一 10 設立代表者の権限を証する委任状】

(贈与者が設立代表者の場合。合わせて、例一9の作成が必要となる。)

委 任 状		
	住所 (※1)	
	氏名 (※1)	
上記の者に社会福祉法人〇〇会の設立代表者として設立に関し必要な権限 (〇〇〇〇〈設立代表者氏名〉の贈与契約に係る部分を除く。)の一切を委任する。		
(年号)	年	月 日 (※2)
設立者	住 所	(※3)
	氏 名	

(※1) **設立代表者の**住所、氏名は身分証明書記載のとおり記入する。

(※2) 贈与契約書より前の日付を記入する。

(※3) **設立代表者以外の**設立準備会構成員分を作成する。設立準備委員会を設置していない場合、理事就任予定者分を作成する。なお、1枚に連記式で作成しても差し支えない。(住所、氏名は身分証明書記載のとおり記入する。)

## 【例－１１ 基本財産編入誓約書】

### 基本財産編入誓約書(※)

このたび、社会福祉法人〇〇会が設置経営する〇〇〇園の土地については取得後、建物については完成後、速やかに基本財産に編入することを誓約いたします。

(年号) 年 月 日

社会福祉法人〇〇会

設立代表者 〇〇〇〇

宮 城 県 知 事 殿

(※) 法人設立後に基本財産となるものについて作成する。

【例－12 所有権移転登記確約書】

所 有 権 移 転 登 記 確 約 書

社会福祉法人〇〇会の設立が認可されたときは、下記の財産について、直ちに貴法人に対し所有権移転登記を行うことを確約いたします。

(年号) 年 月 日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

氏名 〇 〇 〇 〇

社会福祉法人 〇〇福祉会

設立代表者 〇 〇 〇 〇 殿

記

- 1 土地 宮城県〇〇市〇〇丁目〇〇番所在 1 筆 m<sup>2</sup>
  
- 2 建物 宮城県〇〇市〇〇丁目〇〇番所在の△△構造 1 棟  
延床面積 m<sup>2</sup>



## 【例－13 地上権設定契約書】

(※1)

### 地上権設定契約書

土地所有者〇〇（以下「甲」という。）と社会福祉法人〇〇〇会設立代表者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、地上権設定について次のとおり締結する。

（地上権設定の目的）

第1条 甲は、その所有にかかる末尾記載の土地を乙が建設する（施設の種類を記載）のよう  
に供させる目的をもって、地上権者乙のために地上権を設定する。

（契約期間）

第2条 前条の地上権の契約期間は、（年号）年 月 日から前条の目的によって使用する  
期間とする。（※2）

（地代）

第3条 地代は無償とする。（※3）

（登記）

第4条 甲は、乙に対し、この契約締結と同時に地上権設定登記承諾書を提出するものと  
する。

（土地の維持管理）

第5条 この契約の対象となる土地が、天災等により流出又は崩壊したときの損害の補てん  
又は復旧に要する費用は、乙の負担とする。

（協議）

第6条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものと  
する。

この契約が甲乙両者間に設立したことを証し、かつこれを遵守するため2通作成し、各1通  
を保持する。

（年号） 年 月 日

甲 住所  
氏名 実印

乙 住所  
社会福祉法人〇〇会設立代表者  
氏名 実印

土地の表示

1 所在地 宮城県〇〇市〇〇丁目〇〇番

2 地目

3 公簿面積 m<sup>2</sup>

(※1) 法人設立認可申請書には契約書原本の写しを添付し、契約書の原本は関係者がそれぞれ保管する。

(※2) 期間を定める場合は、その事業の存続に必要な期間とすること。

(※3) 有償の場合は、その旨を記載する。

【例－14 地上権設定登記誓約書】

地 上 権 設 定 登 記 誓 約 書

このたび、（施設の種類を記載）〇〇用地として地上権設定契約の締結を行った土地については、法人設立後直ちに地上権の設定登記をすることを誓約いたします。

（年号） 年 月 日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

氏名（所有者） 〇 〇 〇 〇

宮 城 県 知 事 殿

## 【例－15 土地賃貸借契約書】

(※1)

### 土地賃貸借契約書

貸地人〇〇（以下「甲」という。）と借地人社会福祉法人〇〇〇会設立代表者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、土地の賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、その所有にかかる末尾記載の土地を乙が設置経営する（施設の種類を記載）の敷地にあてるため賃貸する。

（契約期間）

第2条 前条の賃貸の契約期間は、（年号） 年 月 日から前条の目的によって使用する期間とする。（※2）

（地代）

第3条 賃借料は〇〇円とする。

（登記）

第4条 甲は、乙に対し、この契約締結と同時に賃借権設定登記承諾書を提出するものとする。

（転貸の禁止）

第5条 乙は、この契約にかかる土地を他に転貸してはならない。

（契約の解除）

第6条 乙が正当な理由なくこの契約の各条項に違背したときは、甲はこの契約を解除することができる。

2 乙はその都合により、いつでもこの契約の解除を甲に申し入れることができる。

（返還）

第7条 乙は、この契約による土地を返還する場合、原形に復した後、返還しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

（その他）

第8条 以上に定めるもののほか、疑義の生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

この契約が甲乙両者間に設立したことを証し、かつこれを遵守するため2通作成し、各1通を保持する。

（年号） 年 月 日

甲 住所  
氏名 実印

乙 住所  
社会福祉法人〇〇会設立代表者  
氏名 実印

土地の表示

- 1 所在地 宮城県〇〇市〇〇丁目〇〇番
- 2 地目
- 3 公簿面積  $\text{m}^2$

- (※1) 法人設立認可申請書には契約書原本の写しを添付し、契約書の原本は関係者がそれぞれ保管する。  
(※2) 期間を定める場合は、その事業の存続に必要な期間とすること。

【例－１６ 賃借権登記誓約書】

賃 借 権 登 記 誓 約 書

このたび、（施設の種類を記載）〇〇用地として賃貸借契約の締結を行った借地人社会福祉法人〇〇設立代表者〇〇 〇〇氏との土地の賃貸借については、法人設立後直ちに賃借権の登記を設定することを誓約いたします。

(年号) 年 月 日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

氏名（賃貸人） 〇 〇 〇 〇

宮 城 県 知 事 殿

## 【例－１７ 施設長就任承諾書】

### 施設長就任承諾書

社会福祉法人〇〇が設置経営する（施設の種別を記載）〇〇の施設長に就任することを承諾します。

なお、施設長に就任するにあたっては、その職務に専念することを誓います。（※）

（年号） 年 月 日

社会福祉法人〇〇会設立代表者 ●● ●● 殿

住 所

氏 名

（※）施設長資格要件取得状況が分かる関係書類（写し）を添付する。

(参考資料1)

## 《 社会福祉事業一覧 》

### ○注意

社会福祉事業については、基本的に、社会福祉法第2条第2項及び第3項の表現にならない、定款に記載することとなるが、内容の異なる事業を「及び」などで結合せず、それぞれ独立した号とすること。

### (1) 第一種社会福祉事業

根拠法	記載方法
児童福祉法	乳児院の経営
	母子生活支援施設の経営
	児童養護施設の経営
	障害児入所施設の経営
	情緒障害児短期治療施設の経営
	児童自立支援施設の経営
老人福祉法	養護老人ホームの経営
	特別養護老人ホームの経営
	軽費老人ホームの経営
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者支援施設の経営
生活保護法	救護施設の経営
	更生施設の経営
	医療保護施設の経営
	授産施設の経営
	宿所提供施設の経営
	生計困難者に対して助葬を行う事業の経営
売春防止法	婦人保護施設の経営
社会福祉法	授産施設の経営
	生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融資する事業の経営

(2) 第二種社会福祉事業

根 拠 法	記 載 方 法
児童福祉法	障害児通所支援事業の経営
	障害児相談支援事業の経営
	児童自立生活援助事業の経営
	放課後児童健全育成事業の経営
	子育て短期支援事業の経営
	乳児家庭全戸訪問事業の経営
	養育支援訪問事業の経営
	地域子育て支援拠点事業の経営
	一時預かり事業の経営
	小規模住居型児童養育事業の経営
	小規模保育事業の経営
	病児保育事業の経営
	助産施設の経営
	保育所の経営
	児童厚生施設の経営
	児童家庭支援センターの経営
	児童の福祉の増進について相談に応ずる事業の経営
	身体障害者福祉法
手話通訳事業の経営	
介助犬訓練事業の経営	
聴導犬訓練事業の経営	
身体障害者福祉センターの経営	
補装具製作施設の経営	
盲導犬訓練施設の経営	
視覚障害者情報提供施設の経営	
身体障害者の更生相談に応ずる事業	



根拠法	記載方法
老人福祉法	老人居宅介護等事業の経営
	老人デイサービス事業の経営
	<u>(老人デイサービス事業と老人デイサービスセンター)</u>
	<p>(1) 専用施設において行われるもの →老人デイサービスセンター</p> <p>(2) 特別養護老人ホーム等他の目的を有する施設において行われるもの→老人デイサービス事業</p> <p>(3) 特別養護老人ホーム等に併設されるもの</p> <p>① 日常動作訓練及び養護並びに通所事業を実施するための専用設備を有するもの →老人デイサービスセンター</p> <p>② ①の要件を満たさないもの →老人デイサービス事業</p> <p>※デイサービス事業は老人福祉法の事業開始届で足りるが、デイサービスセンターは加えて設置届が必要。</p>
	老人短期入所事業の経営
<u>(老人短期入所事業と老人短期入所施設)</u>	
(1) 専用施設において行われるもの →老人短期入所施設	
(2) 特別養護老人ホーム等他の目的を有する施設において行われるもの →老人短期入所事業	
(3) 特別養護老人ホーム等に併設されるもの	
<p>① ア) 短期入所のための専用居室、浴室及び食堂を専用の設備として有し、かつイ) 独立した施設として機能を果たしうる職員配置を有するもの →老人短期入所施設</p> <p>② ①の要件を満たさないもの →老人短期入所事業</p> <p>※老人短期入所事業は老人福祉法の事業開始届で足りるが、老人短期入所施設は加えて設置届が必要。</p>	
小規模多機能型居宅介護事業の経営	
認知症対応型老人共同生活援助事業の経営	

根拠法	記載方法
老人福祉法 (つづき)	複合型サービス福祉事業の経営 老人デイサービスセンターの経営 老人短期入所施設の経営 老人福祉センターの経営 老人介護支援センターの経営
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害福祉サービス事業の経営 一般相談支援事業の経営 特定相談支援事業の経営 移動支援事業の経営 地域活動支援センターの経営 福祉ホームの経営
知的障害者福祉法	知的障害者の更生相談に応ずる事業
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子家庭等日常生活支援事業の経営 寡婦日常生活支援事業の経営 母子・父子福祉施設センターの経営
社会福祉法	生計困難者に対して生活必需品等を与える事業 生計困難者の生活に関する相談に応ずる事業 生計困難者のために無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付ける事業 生計困難者のために無料又は低額な料金で、宿泊所等を利用させる事業 生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業 生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業 隣保事業 福祉サービス利用援助事業 社会福祉事業に関する連絡を行う事業 社会福祉事業に関する助成を行う事業
生活困窮者自立支援法	認定生活困窮者就労訓練事業
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (認定こども園法)	幼保連携型認定こども園の経営

## 《 公 益 事 業 例 》

内 容	記 載 方 法	
更生保護事業	更生保護事業	
実施期間が6月を超えない社会福祉事業 (社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業については3月)	記載方法は「【参考資料1】社会福祉事業一覧」と同じ。	
「社会福祉事業一覧」(本書 P23～26 参照)の第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業中「生活困難者に対し無料又は低額な料金で診療を行う事業」までの事業であって常時保護を受ける者が入所5人、その他20人(授産施設10人)に満たないもの	記載方法は「【参考資料1】社会福祉事業一覧」と同じ。	
社会福祉事業の助成を行うものであって、助成の金額が毎年度5百万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が50に満たないもの	記載方法は「【参考資料1】社会福祉事業一覧」と同じ。	
介護保険法に基づく 事業	福祉系サービス	居宅介護支援事業
		訪問入浴介護事業
		福祉用具貸与事業
		地域密着型サービス事業
		介護予防サービス事業
		介護予防支援事業
		地域支援事業を市町村から受託して実施する事業
	医療系サービス	訪問看護事業
		訪問リハビリテーション事業
		居宅療養管理指導事業
	通所リハビリテーション事業	
	短期入所療養介護事業	
介護老人保健施設を経営する事業	介護老人保健施設の経営	
老人保健法に規定する指定老人訪問看護事業	指定老人訪問看護事業	
人材養成施設を経営する事業	社会福祉士養成施設の経営	
	介護福祉士養成施設の経営	
	精神保健福祉士養成施設の経営	
	保育士養成施設の経営	
	社会福祉主事養成機関の経営	

内 容	記 載 方 法
有料老人ホーム、老人憩の家等を経営する事業	<p>【施設種別名】の経営</p> <p>(例) 有料老人ホームの経営</p>
老人大学校等を経営する事業	
身体障害者向け住宅、身体障害者保養所、身体障害者体育館等を経営する事業	
おもちゃ図書館、心身障害児保養所等を経営する事業	
精神障害者向け生活施設、共同住宅等を経営する事業	
手話通訳者養成・派遣を行う事業	〇〇事業
社会福祉事業従事者に対し研修を行う事業	
企業委託型保育サービス	企業委託型保育サービス事業
専用の設備を使用して、福祉サービスが必要とする地域住民に対して無償又は実地に近い対価で給食、入浴等のサービスを行う事業	(訪問) 給食サービス事業
	(訪問) 入浴サービス事業
	〇〇サービス事業
福祉有償運送を行う事業	福祉有償運送事業
障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく事業	障害者就業・生活支援センター事業 (雇用安定等事業)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業	コミュニケーション事業
	日常生活用具給付等事業
	盲人ホーム事業
	訪問入浴サービス事業
	身体障害者自立支援事業
	重度障害者在宅就労促進特別事業
	更生訓練給付事業
	施設入所者就職支度金給付事業
	生活支援事業
	日中一時支援事業
	生活サポート事業
社会参加促進事業	

## 《 社会福祉法人の定款例について 》

### 1. 定款例について

- 各法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例を記載している。
- 各法人の定款の記載内容については、当該定款例の文言に拘束されるものではないが、定款において定めることが必要な事項が入っているか、その内容が法令に沿ったものであることが必要である。

### 2. 記載事項の種類

- 必要的記載事項（直線） → 必ず定款に記載しなければならない事項であり、その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じない事項（法第31条第1項各号に掲げる事項等） ※ 内容については、法令に沿ったものであればよく、当該定款例の文言に拘束されるものではないこと。
- 相対的記載事項（点線） → 必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はないが、法令上、定款の定めがなければその効力を生じない事項
- 任意的記載事項 → 法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項

### 3. 評議員会及び理事会における法定決議事項

	理事会	評議員会
決議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定（法第45条の9第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第181条）</li> <li>・ 理事長及び業務執行理事の選定及び解職（理事長：法第45条の13第2項第3号、業務執行理事：法第45条の16第2項第2号）</li> <li>・ 重要な財産の処分及び譲受け（法第45条の13第4項第1号）</li> <li>・ 多額の借財（法第45条の13第4項第2号）</li> <li>・ 重要な役割を担う職員の選任及び解任（法第45条の13第4項第3号）</li> <li>・ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止（法第45条の13第4項第4号）</li> <li>・ コンプライアンス（法令遵守等）の体制の整備（法第45条の13第4項第5号）※一定規模を超える法人のみ</li> <li>・ 競業及び利益相反取引（法第45条の16第4項において準用する一般法人法第84条第1項）</li> <li>・ 計算書類及び事業報告等の承認（法第45条の28第3項）</li> <li>・ 理事会による役員、会計監査人の責任の一部免除（法第45条の20第4項において準用する一般法人法第114条第1項）</li> <li>・ その他の重要な業務執行の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事、監事、会計監査人の選任（法第43条）</li> <li>・ 理事、監事、会計監査人の解任（法第45条の4第1項及び第2項）★</li> <li>・ 理事、監事の報酬等の決議（理事：法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、監事：法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条）</li> <li>・ 理事等の責任の免除（全ての免除：法第45条の20第4項で準用する一般法人法第112条（※総評議員の同意が必要）、一部の免除：第113条第1項）★</li> <li>・ 役員報酬等基準の承認（法第45条の35第2項）</li> <li>・ 計算書類の承認（法第45条の30第2項）</li> <li>・ 定款の変更（法第45条の36第1項）★</li> <li>・ 解散の決議（法第46条第1項第1号）★</li> <li>・ 合併の承認（吸収合併消滅法人：法第52条、吸収合併存続法人：法第54条の2第1項、法人新設合併：法第54条の8）★</li> <li>・ 社会福祉充実計画の承認（法第55条の2第7項）</li> <li>・ その他定款で定めた事項</li> </ul> <p>★：法第45条の9第7項の規定により、議決に加わることができる評議員の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもって決議を行わなければならない事項</p>

# 社会福祉法人定款例

社会福祉法人定款例

社会福祉法人〇〇福社会定款

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害児入所施設の経営

(ロ) 特別養護老人ホームの経営

(ハ) 障害者支援施設の経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービス事業の経営

(ロ) 老人介護支援センターの経営

(ハ) 保育所の経営

(ニ) 障害福祉サービス事業の経営

(ホ) 相談支援事業の経営

(ヘ) 移動支援事業の経営

(ト) 地域活動支援センターの経営

(チ) 福祉ホームの経営

(備考)

- (1) 具体的な記載は、社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに、それぞれの法人の設立の理念を体现するものとする。
- (2) 児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものとする。
- (3) 上記記載は、あくまで一例であるので、(1)、(2)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。
- (4) 市町村社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇市（区町村）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

(4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(5) 地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業（指定都市社会福祉協議会に限る。）

(6) 共同募金事業への協力

(7) 福祉サービス利用援助事業

(8) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営

(注) 記載に当たっては、第一条の(1)及び(2)の例によること。

(9) その他本会の目的達成のため必要な事業

(5) 都道府県社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

(目的)

第一条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、〇〇県(都道府)における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 社会福祉を目的とする事業を営業者への支援に関する事業
- (5) (1)から(3)までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (6) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- (7) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- (8) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- (9) 共同募金事業への協力
- (10) 〇〇県福祉人材センターの業務の実施
- (11) 日常生活自立支援事業
- (12) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営

(注) 記載に当たっては、第一条の(1)及び(2)の例によること。

(13) その他本会の目的達成のため必要な事業

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人〇〇福祉会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、(地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等)を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

(備考)

最小行政区の市区町村名までの記載でも可能。

## 第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員〇〇名以上〇〇名以内を置く。

(備考一)

確定数とすることも可能。

(備考二)

法第40条第3項の規定により、在任する評議員の人数は理事の人数を超える必要がある。なお、平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4億円を超えない法人及び平成28年度中に設立された法人については、平成32年3月31日までは、評議員の人数は4名以上でよいものとする。

### (評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の〇名以上が出席し、かつ、外部委員の〇名以上が賛成することを要する。

(備考)

評議員の選任及び解任は、上記の評議員選任・解任委員会以外の中立性が確保された方法によることも可能である。なお、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない(法第31条第5項)。

### (評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(備考)

法第41条第1項に基づき、評議員の任期は、定款によって選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することもできる。

法第41条第2項に基づき、補欠評議員の任期を退任した評議員の任期満了時までとする場合には、第1項の次に次の一項を加えること。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

### (評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、<例：各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として>支給することができる。

(備考一)

無報酬の場合は、その旨を定めること。なお、費用弁償分については報酬等に含まれない。

(備考二)

民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事並びに評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならない(法第45条の35、第59条の2第1項第2号)。



### 第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事<並びに会計監査人>の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(2)については、本定款例のように報酬等の額を定款で定めない場合には、評議員会において決定する必要がある（法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条第1項）。

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度〇月に1回開催するほか、(〇月及び)必要がある場合に開催する。

(備考)

定時評議員会は、年に1回、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない（法第45条の9第1項）ので、開催時期を定めておくことが望ましい。なお、「毎年度〇月」については、4月～6月までの範囲となる。開催月を指定しない場合は「毎年度〇月」を「毎会計年度終了後3ヶ月以内」とすることも差し支えない。他方、臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。（法第45条の9第2項）。

(招集)

第十二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第十三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の<例：3分の2以上>に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（備考）

第一項については、法第45条の9第6項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。（例：理事の解任等）

第二項については、法第45条の9第7項に基づき、3分の2以上に代えて、これを上回る割合を定めることも可能である。

（議事録）

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

（備考一）

記名押印ではなく署名とすることも可能。

（備考二）

第二項にかかわらず、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名し、又は記名押印することとしても差し支えないこと。

#### 第四章 役員及び<会計監査人並びに>職員

（役員<及び会計監査人>の定数）

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

（1）理事 ○○名以上○○名以内

（2）監事 ○○名以内

- 2 理事のうち一名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とする。

<4 この法人に会計監査人を置く。>

（備考）

（1）理事は6名以上、監事は2名以上とすること。

（2）理事及び監事の定数は確定数とすることも可能。

（3）業務執行理事については、「理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とすることができる。」と定めることも可能。

（4）会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

（5）社会福祉法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合（例えば、理事長を「会長」と表記するような場合）には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にすることがあること。

<例>理事長、業務執行理事の役職名を、会長、常務理事とする場合の例

2 理事のうち1名を、会長、○名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

（役員<及び会計監査人>の選任）

第一六条 理事及び監事<並びに会計監査人>は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、<例：理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。>

3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(備考)

理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行の状況を理事会に報告する頻度については、定款で、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上とすることも可能である(法第45条の16第3項)。

<例>

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(備考)

会計監査人を置く場合は、次の条を追加すること。

(会計監査人の職務及び権限)

第〇条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員<及び会計監査人>の任期)

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

<3 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。>

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、〈〉内は不要。

(備考二)

理事の任期は、定款によって短縮することもできる（法第45条）。

法第45条に基づき、補欠理事又は監事の任期を退任した理事又は監事の任期満了時までとする場合には、第1項の次に次の一項を加えること。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

(役員〈及び会計監査人〉の解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

〈2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、(監事全員の同意により、) 会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。〉

(備考)

会計監査人を置いていない場合、〈〉内は不要。

(役員〈及び会計監査人〉の報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、〈例：評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を〉報酬等として支給することができる。

〈2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。〉

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、〈〉内は不要。

(備考二)

第1項のとおり、理事及び監事の報酬等の額について定款に定めないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。

(備考三)

費用弁償分については報酬等に含まれない。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(備考一)

運営協議会(地域や利用者の意見を法人運営に反映させるべく、地域の代表者や利用者又は利用者の家族の代表者等を構成員として社会福祉法人が任意で設置するもの)を設ける場合には、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第〇条 この法人に、運営協議会を置く。

（運営協議会の委員の定数）

第〇条 運営協議会の委員は〇名とする。

（運営協議会の委員の選任）

第〇条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

（1）地域の代表者

（2）利用者又は利用者の家族の代表者

（3）その他理事長が適当と認める者

（運営協議会の委員の定数の変更）

第〇条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

（意見の聴取）

第〇条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

（その他）

第〇条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

（備考二）

社会福祉協議会及び社団的な法人で会員制度を設ける社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

#### 第〇章 会員

（会員）

第〇条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、別に定める。

（備考三）

都道府県社会福祉協議会である社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

#### 第〇章 運営適正化委員会

（運営適正化委員会の設置）

第〇条 この法人に、社会福祉法に規定する運営適正化委員会（以下「運営適正化委員会」という。）を置く。

（運営適正化委員会の委員の定数）

第〇条 運営適正化委員会の委員は〇名とする。

（運営適正化委員会の委員の選任）

第〇条 運営適正化委員会の委員は、本法人に置かれる選考委員会の同意を得て、会長が選任する。

（運営適正化委員会の委員の定数の変更）

第〇条 法人が前条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かなければならない。

（業務の報告）

第〇条 運営適正化委員会はその業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。

（その他）

第〇条 運営適正化委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

## 第五章 理事会

（構成）

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(備考)

(1) 「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。なお、これらは例示であって、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないこと。

- ① 「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

(注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

- ③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

- ④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

- ⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

(注) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(注) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑧ 予算上の予備費の支出

- ⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関すること

- ⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関すること

- ⑪ 寄付金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

（招集）

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(備考)

第一項については、法第45条の14第4項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考一)

記名押印ではなく署名とすることも可能。

(備考二)

定款で、署名し、又は記名押印する者を、当該理事会に出席した理事長及び監事とすることもできる(法第45条の14第6項)。

## 第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) ○○県○○市○丁目○○番所在の木造瓦葺平家建○○保育園園舎 一棟 ( 平方メートル)

(2) ○○県○○市○丁目○○番所在の○○保育園 敷地 (平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(備考)

公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載)の四種(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、三種)とする。

2 本文第二項に同じ。

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載)以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載)は、第○条に掲げる公益を目的とする事業及び第○条に掲げる収益を目的とする事業(公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載)の用に供する財産とする。

5 本文第四項に同じ。

(基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認

を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

三 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

#### （資産の管理）

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（備考）

基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

#### （事業計画及び収支予算）

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、〈例 1：理事会の承認、例 2：理事会の決議を経て、評議員会の承認〉を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### （事業報告及び決算）

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間（、また、従たる事務所に 3 年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿



(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(備考) 会計監査人を置いている場合の例

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

(備考一)

公益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 公益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 〇〇の事業

(2) 〇〇の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(注1) 具体的な目的の記載は、事業の種別に応じ、社会福祉法の基本的理念及びそれぞれの法人の理念に沿って記載すること。

(注2) 上記記載は、あくまで一例であるので、(注1)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

(注3) 公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設

の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。

(備考二)

収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

#### 第〇章 収益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

(1) 〇〇業

(2) 〇〇業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(備考)

事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。

(収益の処分)

第〇条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和三三年政令第一八五号）第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

(備考)

母子及び寡婦福祉法（昭和三九年法律第一二九号）第一四条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令（昭和三九年政令第二二四号）第六条第一項各号に掲げる事業については、本条は必要ないこと。

## 第七章 解散

(解散)

第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三七条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、〔所轄庁〕の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を〔所轄庁〕に届け出なければならない。

## 第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(備考)

解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告すること。

(施行細則)

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員<、会計監査人>は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長

理 事

//

//

//

//

監 事

//

評議員

//

//

//

//

//

//

<会計監査人>

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二)

平成 29 年 4 月 1 日前に設立された法人は、評議員及び会計監査人の定めは不要。

(参考資料 4)

## 社会福祉法人定款例（租税特別措置法第 40 条適用版）

社会福祉法人定款例  
社会福祉法人〇〇福祉会定款

※網掛け部分は、租税特別措置法第 40 条の適用を受ける上での確認事項です。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### （1）第一種社会福祉事業

（イ）障害児入所施設の経営

（ロ）特別養護老人ホームの経営

（ハ）障害者支援施設の経営

#### （2）第二種社会福祉事業

（イ）老人デイサービス事業の経営

（ロ）老人介護支援センターの経営

（ハ）保育所の経営

（ニ）障害福祉サービス事業の経営

（ホ）相談支援事業の経営

（ヘ）移動支援事業の経営

（ト）地域活動支援センターの経営

（チ）福祉ホームの経営

#### （備考）

- （1）具体的な記載は、社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに、それぞれの法人の設立の理念を体現するものとする。
- （2）児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものとする。
- （3）上記記載は、あくまで一例であるので、（1）、（2）を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。
- （4）市町村社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

#### （目的）

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇市（区町村）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

（1）社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

（2）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

（3）社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

（4）（1）から（3）までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

（5）地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業（指定都市社会福祉協議会に限る。）

（6）共同募金事業への協力

（7）福祉サービス利用援助事業

(8) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営

(注) 記載に当たっては、第一条の(1)及び(2)の例によること。

(9) その他本会の目的達成のため必要な事業

(5) 都道府県社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

(目的)

第一条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、〇〇県(都道府)における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

(4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業

(5) (1)から(3)までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(6) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修

(7) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言

(8) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

(9) 共同募金事業への協力

(10) 〇〇県福祉人材センターの業務の実施

(11) 日常生活自立支援事業

(12) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営

(注) 記載に当たっては、第一条の(1)及び(2)の例によること。

(13) その他本会の目的達成のため必要な事業

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人〇〇福祉会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、(地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等)を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

(備考)

最小行政区の市区町村名までの記載でも可能。

## 第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員〇〇名以上〇〇名以内を置く。

(備考一)

確定数とすることも可能。

(備考二)

法第40条第3項の規定により、在任する評議員の人数は理事の人数を超える必要がある。なお、平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4億円を超えない法人及び平成28年度中に設立された法人については、平成32年3月31日までは、評議員の人数は4名以上でよいものとする。

### (評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の〇名以上が出席し、かつ、外部委員の〇名以上が賛成することを要する。

(備考)

評議員の選任及び解任は、上記の評議員選任・解任委員会以外の中立性が確保された方法によることも可能である。なお、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない(法第31条第5項)。

### (評議員の資格)

第七条 社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

### (評議員の任期)

第八条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(備考)

法第41条第1項に基づき、評議員の任期は、定款によって選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することもできる。

法第41条第2項に基づき、補欠評議員の任期を退任した評議員の任期満了時までとする場合には、第1項の次の一項を加えること。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

### (評議員の報酬等)

第九条 評議員に対して、<例：各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として>支給することができる。

(備考一)

無報酬の場合は、その旨を定めること。なお、費用弁償分については報酬等に含まれない。

(備考二)

民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事並びに評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならない(法第45条の35、第59条の2第1項第2号)。

### 第三章 評議員会

(構成)

第一〇条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一一条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事<並びに会計監査人>の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置(予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄)
- (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(2)については、本定款例のように報酬等の額を定款で定めない場合には、評議員会において決定する必要がある(法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条第1項)。

(開催)

第一二条 評議員会は、定時評議員会として毎年度〇月に1回開催するほか、(〇月及び)必要がある場合に開催する。

(備考)

定時評議員会は、年に1回、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない(法第45条の9第1項)ので、開催時期を定めておくことが望ましい。なお、「毎年度〇月」については、4月~6月までの範囲となる。開催月を指定しない場合は「毎年度〇月」を「毎会計年度終了後3ヶ月以内」とすることも差し支えない。他方、臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。(法第45条の9第2項)。

(招集)

第一三条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

#### (決議)

第一四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の〈例：3分の2以上〉に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(備考)

第一項については、法第45条の9第6項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。（例：理事の解任等）

第二項については、法第45条の9第7項に基づき、3分の2以上に代えて、これを上回る割合を定めることも可能である。

#### (議事録)

第一五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考一)

記名押印ではなく署名とすることも可能。

(備考二)

第二項にかかわらず、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名し、又は記名押印することとしても差し支えないこと。

### 第四章 役員及び<会計監査人並びに>職員

#### (役員<及び会計監査人>の定数)

第一六条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 ○○名以上○○名以内

(2) 監事 ○○名以内

2 理事のうち一名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とする。

<4 この法人に会計監査人を置く。>

(備考)

(1) 理事は6名以上、監事は2名以上とすること。

(2) 理事及び監事の定数は確定数とすることも可能。

(3) 業務執行理事については、「理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とすることができる。」と定める



ことも可能。

(4) 会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(5) 社会福祉法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合（例えば、理事長を「会長」と表記するような場合）には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があること。

<例> 理事長、業務執行理事の役職名を、会長、常務理事とする場合の例

2 理事のうち1名を、会長、〇名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

### （役員<及び会計監査人>の選任）

第一七条 理事及び監事<並びに会計監査人>は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（備考）

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

### （役員の資格）

第一八条 社会福祉法第四十四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることにはなならない。

2 社会福祉法第四十四条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（備考）

監事の人数が6人以上である場合には、「また各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。」の記載については、「監事のうちには、監事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が監事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることにはなならない。」でも可。

### （理事の職務及び権限）

第一九条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、<例：理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。>

3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（備考）

理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行の状況を理事会に報告する頻度については、定款で、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上とすることも可能である（法第45条の16第3項）。

<例>

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### （監事の職務及び権限）

第二〇条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成

する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(備考)

会計監査人を置く場合は、次の条を追加すること。

(会計監査人の職務及び権限)

第〇条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員<及び会計監査人>の任期)

第二一条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

<3 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。>

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二)

理事の任期は、定款によって短縮することもできる(法第45条)。

法第45条に基づき、補欠理事又は監事の任期を退任した理事又は監事の任期満了時までとする場合には、第1項の次に次の一項を加えること。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

(役員<及び会計監査人>の解任)

第二二条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

<2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、(監事全員の同意により、)会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。>

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(役員〈及び会計監査人〉の報酬等)

第二三条 理事及び監事に対して、〈例：評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を〉報酬等として支給することができる。

<2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。>

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、〈〉内は不要。

(備考二)

第1項のとおり、理事及び監事の報酬等の額について定款に定めないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。

(備考三)

費用弁償分については報酬等に含まれない。

(職員)

第二四条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(備考一)

運営協議会(地域や利用者の意見を法人運営に反映させるべく、地域の代表者や利用者又は利用者の家族の代表者等を構成員として社会福祉法人が任意で設置するもの)を設ける場合には、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第〇条 この法人に、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第〇条 運営協議会の委員は〇名とする。

(運営協議会の委員の選任)

第〇条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

(1) 地域の代表者

(2) 利用者又は利用者の家族の代表者

(3) その他理事長が適当と認める者

(運営協議会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かななければならない。

(意見の聴取)

第〇条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

(その他)

第〇条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

(備考二)

社会福祉協議会及び社団的な法人で会員制度を設ける社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 会員

(会員)

第〇条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、別に定める。

(備考三)

都道府県社会福祉協議会である社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

#### 第〇章 運営適正化委員会

(運営適正化委員会の設置)

第〇条 この法人に、社会福祉法に規定する運営適正化委員会（以下「運営適正化委員会」という。）を置く。

(運営適正化委員会の委員の定数)

第〇条 運営適正化委員会の委員は〇名とする。

(運営適正化委員会の委員の選任)

第〇条 運営適正化委員会の委員は、本法人に置かれる選考委員会の同意を得て、会長が選任する。

(運営適正化委員会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かななければならない。

(業務の報告)

第〇条 運営適正化委員会はその業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。

(その他)

第〇条 運営適正化委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

## 第五章 理事会

(構成)

第二五条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二六条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(備考)

(1) 「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。なお、これらは例示であって、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないこと。

- ① 「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

(注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- ③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

- ④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- ⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

(注) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌し

ながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分  
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は  
廃棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(注) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要である  
ので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑧ 予算上の予備費の支出  
⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関する事  
⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関する事  
⑪ 寄付金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

## （招集）

第二七条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

## （決議）

第二八条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(備考)

第一項については、法第45条の14第4項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。

## （議事録）

第二九条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考一)

記名押印ではなく署名とすることも可能。

(備考二)

定款で、署名し、又は記名押印する者を、当該理事会に出席した理事長及び監事とすることもできる(法第45条の14第6項)。

## 第六章 資産及び会計

### （資産の区分）

第三〇条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) ○○県○○市○丁目○○番所在の木造瓦葺平家建○○保育園園舎 一棟 ( 平方メートル)

(2) ○○県○○市○丁目○○番所在の○○保育園 敷地 (平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(備考)

公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載)の四種(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、三種)とする。

2 本文第二項に同じ。

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載)以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載)は、第〇条に掲げる公益を目的とする事業及び第〇条に掲げる収益を目的とする事業(公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載)の用に供する財産とする。

5 本文第四項に同じ。

(基本財産の処分)

第三一条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数(現在数)の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

三 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

(資産の管理)

第三二条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(備考)

基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

### (事業計画及び収支予算)

第三三条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

第三四条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

（備考）会計監査人を置いている場合の例

第三四条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三五条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三六条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三七条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

(備考) 株式の寄附を受けた場合には、以下の条項を定めること

(保有する株式に係る議決権の行使)

第〇〇条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の三分の二以上の承認を要する。

(備考)

次のとおり定めることも可能。

第〇〇条 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

(備考一)

公益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 公益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 〇〇の事業

(2) 〇〇の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(注1) 具体的な目的の記載は、事業の種別に応じ、社会福祉法の基本的理念及びそれぞれの法人の理念に沿って記載すること。

(注2) 上記記載は、あくまで一例であるので、(注1)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

(注3) 公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。

(備考二)

収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 収益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

(1) 〇〇業

(2) 〇〇業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(備考)

事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。



(収益の処分)

第〇条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和三三年政令第一八五号）第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

(備考)

母子及び寡婦福祉法（昭和三九年法律第一二九号）第一四条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令（昭和三九年政令第二二四号）第六条第一項各号に掲げる事業については、本条は必要ないこと。

## 第七章 解散

(解散)

第三八条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三九条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第八章 定款の変更

(定款の変更)

第四〇条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、〔所轄庁〕の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を〔所轄庁〕に届け出なければならない。

## 第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四一条 この法人の公告は、社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(備考)

解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告すること。

(施行細則)

第四二条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員<、会計監査人>は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長

理事

〃

//

//

//

監 事

//

評 議 員

//

//

//

//

//

//

<会計監査人>

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二)

平成 29 年 4 月 1 日前に設立された法人は、評議員及び会計監査人の定めは不要。